松江市学校給食 食物アレルギー対応マニュアル

〈令和6年4月 改訂版〉



松江市教育委員会

第1章	杉	江	市	の当	学校	交系	食	に	お	け	る	食	物	ア	レ	ル	ギ	_	対	応	の	基	本	•					
	1.	は	じ	めに	ح •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	2.	学	校	給食	定に	こお	3け	る	食	物	ア	レ	ル	ギ	_	対	応	0)	大	原	則	•	•	•	•	•	•	•	2
	3.	学	校	給食	定に	こお	3け	る	食	物	ア	レ	ル	ギ	_	対	応	0)	基	本	的	な	考	え	方	•	•	•	2
	4.	関	係村	幾阝	目と	- O)連	携	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	5.	各	給.	食も	マン	ノタ	<i>!</i> —	·0)	対	応	状	況	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
第2章		を物	ア	レル	レキ	デー	- •	ア	ナ	フ	イ	ラ	キ	シ															
	1.	食	物	アレ	/ J]	レキ		بل.	は	•	•		•		•	•		•		•	•	•	•	•		•	•	•	6
	2.												•										•	•	•	•	•		6
	3.													•	•	•	•								•				7
第3章	. <u>)</u>	分松	· ∡ ∆.	合)."	~ \	:21°	トス	合	i ldin	ア	ַ ז	ı le	نيد.	:	. 121	·15:	· <i>ന</i>	丰	结	半									
おり中																			-										
	1.	-			-																								
	2.		去.																										
	3.		度、																										
	4.																												
	5.	実	施	中山	Ł Ø)手	続	き	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	6.	Γ	食物	物フ	アレ	ノル	ノギ		対	応	実	施	ま	で	0	流	れ		に	お	け	る	役	割	分	担	表	(化	列)
																		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
第4章	当	校	にこ	おじ	ける	太6	巾心	•																					
	1.	校	内	本制	il O)確	ĔΨ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•		1	4
	2.	教	職」	員等	€₫)役	害	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
	3.	献	立	表领	らり ひょうしょう かいこう かいこう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう かいしょう しゅうしゅ しゅうしゅう しゅう)確	能認		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
	4.									•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	8
第5章	計	朝田	堪	(T 1	:3 }`	ት <i>ፖ</i>	. 4×l	hist.																					
N1 O T											7.		_	 1	1.	11.	. 15											_	_
	1.																												
	2.																•												
	3.																												
	4.							-					理	``	酟														
	5.	適	時	チュ	ニ ツ	ック	'作	業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
様式・	参表	李 資	料		•	•	•											•	•	•	•	•					•	2	7
	 種様				第]	1号	<u>-</u> ~	様	式	第	8	<u>コ</u> 、													2	8 -	~ ;	3 7	7
							資																						

第1章 松江市の学校給食における食物アレルギー対応の基本

1. はじめに

学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進はもとより「食の大切さ」や「食の楽しさ」を理解するための教材として、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資する重要な役割を担っており、全ての児童生徒が安心して学校給食の提供を受けることができる環境が必要です。

学校給食における食物アレルギーへの適切な対応については社会的にも大きな課題であり、文部科学省では、平成25年5月に「学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議」を設置し、平成26年3月には同会議が取りまとめた報告書を踏まえて今後さらに施策の充実に取り組むとしています。

近年、食物アレルギーを有する児童生徒が増加傾向にあるなか、食物アレルギー事故の予防は、学校給食における重要かつ喫緊の課題であると考えています。

この課題への取組の一環として、松江市教育委員会では、給食を取り巻く関係者の共通認識のもと、安全で適切な食物アレルギー対応を実施することを目的に、各関係機関等の役割や手続きの流れを明示した本マニュアルを平成26年11月に作成しました。

その後、平成27年3月には、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」により、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアル等を作成する際の参考となるよう、学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方や留意すべき事項が示されました。この指針や本市の実情に即した内容とするため、必要に応じて本マニュアルの改訂を行っています。

食物アレルギーの原因食物や症状は個人によって異なるため、学校給食における事故を 未然に防ぐには、それぞれの児童生徒にきめ細やかな個別の対応をすることが必要です。し たがって、保護者、学校、教育委員会等が児童生徒の状況について情報を共有するとともに、 食物アレルギーとその対策について正しく理解し、互いに連携しながら組織的に取り組む ことが求められます。

各学校及び調理場では、本マニュアルを活用し、学校や調理場ごとの実情にあった個別の チェックマニュアル等を整備し、全ての児童生徒が給食の時間を安心して楽しく過ごすこ とができるよう努めていただきますようお願いします。

2. 学校給食における食物アレルギー対応の大原則

出典:「学校給食における食物アレルギー対応指針」文部科学省

- ○食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優 先とする。
- ○食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ○「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による 「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ○安全性確保のため、原因食物の完全除去対応(提供するかしないか)を原則とする。
- ○学校及び調理場(※)の施設設備、人員等を鑑み無理な(過度に複雑な)対応は行わない。
- ○教育委員会は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を 支援する。
- ※「調理場」とは、特段の区分がない限り、単独校調理場・共同調理場等を含む、学校 給食調理施設全体を指す。

3. 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

松江市の学校給食における食物アレルギーの対応は、学校や調理場ごとの能力や環境(体制・人的環境・物理的環境)、児童生徒の食物アレルギーの実態を踏まえ、現状で行うことのできる最良の対応を検討し、安全性を最優先に可能な範囲で実施します。給食センターごとの基準となる対応状況は別項(p. 5)の一覧のとおりです。

なお、幼稚園での実施にあたっては、本マニュアル中「児童生徒」を「園児」に、「学校」を「幼稚園」に読み替えて対応してください。

松江市の学校給食食物アレルギー対応実施にあたっては、下記の①~④の全てを満たす場合において対応を行います。

【食物アレルギー対応対象児童生徒の条件】

- ① 医師の診察や検査により、食物アレルギーと診断されていること。
- ② 献立によっては、給食を食べることができない場合があること。
- ③ 原因食物が特定されており、医師から食事の管理を指示されていること。
- ④ 家庭でも原因食物の除去を行うなど食事の管理を行っていること。
- ○学校給食における食物アレルギー対応が必要な人は、**医師の診断書** [「学校生活管理指導表 (アレルギー疾患用)」以下、「管理指導表」という。〕の提出が必要です。
 - ① 管理指導表は症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、毎年 提出を求めます。
 - ② 医師には、病状・治療内容や学校生活上の配慮事項などの指示等が変化しうる場合、 向こう1年間を通じて考えられる内容を記載してもらうことが必要です。(大きな 症状の変化があった場合にはこの限りではありません。)
 - ③ 管理指導表の記載に係る文書料等は、保護者負担です。 (R4.4~保険適用)

第1章 松江市の学校給食における食物アレルギー対応の基本

- ○極微量で強く反応が誘発されるアナフィラキシー(*1)症状のある児童生徒については、 学校給食で**コンタミネーション**(*2)を避けることは困難なことから、安全性確保の観 点から食物アレルギー対応の対象とはしません。
 - (*1) アナフィラキシーとは・・・p.6 アナフィラキシーとはを参照
 - (*2) コンタミネーションとは・・・給食の調理過程で機械や器具から偶発的に微量のアレルゲン(アレルギーを引き起こす物質)が混入してしまうこと

弁当対応の考慮対象

出典:「学校給食における食物アレルギー対応指針」文部科学省

極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合(① \sim ⑥)は、安全な給食提供は困難であり、 弁当対応を考慮します。

- ① 調味料・だし・添加物の除去が必要
- ② 加工食品の原材料の欄外表記(注意喚起表示)の表示がある場合についても除去指示がある
- ③ 多品目の食物除去が必要
- ④ 食器や調理器具の共用ができない
- ⑤ 油の共用ができない
- ⑥ その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況
- ○除去食・代替食(食物アレルギー対応食)は、原則として副食について実施します。

献立作成時の配慮について

献立の工夫

- ・1日の献立で原因食物ができるだけ重複しないように配慮する。
- ・1ヶ月の献立で同じ原因食物を連続して使用しないよう配慮する。
- ・原因食物の除去が可能な献立の検討を図る。

物資選定

- ・給食に使用しない食品・・・そば、落花生(ピーナッツ)
- ・給食に使用する食品は、原則加熱処理をして提供します。
 - *鶏卵について、生卵は使用しませんが、一部ドレッシングで蛋白変成をしない低温殺菌 (63度で3.5分加熱)したものを使用しています。
- ・アレルゲンの少ない、または含まれていない食品を選定するよう努めます。

給食費について

・食物アレルギー対応食の給食費は、通常の学校給食費と同じです。

学校給食における食物アレルギー対応は、詳細な献立表対応【レベル1】、弁当対応【レベル2】、除去食対応【レベル3】、代替食対応【レベル4】の4つに大別します。

詳細な献立表対応【レベル1】とは

学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を家庭に事前に配付し、それをもとに保護者や担任などの指示もしくは児童生徒自身の判断で、学校給食から原因食物を除いて食べる対応。

①学校(特に学級担任)が除去する原因食物を正しく理解する。万一、食べてしまった場合の対処方法も確認しておく。

留意点

- ②除去すべき原因食物については、保護者が児童生徒と確認し本人に取り 除く原因食物をよく理解させておく。保護者は学校にも事前に連絡をす る。
- ③学校(特に学級担任)は給食内容と原因食物を日々確認し、複数の関係者でチェックする等、誤食事故がないように注意する。

弁当対応【レベル2】とは

全ての学校給食に対して弁当を準備させる"完全弁当対応"と、除去が困難で、どうしても対応が困難な料理において弁当を準備させる"一部弁当対応"がある。

- ①弁当管理方法は学校の状況に応じ、安全で衛生的な方法を決めておく。
- ②詳細な献立表をもとに保護者と連携し、事前に弁当で代用するものを決める。

留意点

- ③学校(特に学級担任)は給食内容と原因食物を日々確認し、複数の関係者でチェックする等、誤食事故がないように注意する。
- ④食器は他の児童生徒と同じものに盛り付けるなど、保護者や本人の希望 に対し柔軟に対応する。

除去食対応【レベル3】とは

申請のあった原因食物を除いた学校給食を提供する。

①通常食を基本に除去献立を作成し、調理現場での対応に必要な工程表・動線図等を作成する。

②調理現場では、的確に除去するとともに、混入がないように栄養教諭等は調理員と綿密な打ち合わせを行い、危機管理と衛生管理体制の充実を図る。

留意点

- ③配食、配送、配膳についての点検や管理等、連携調整を確認する。
- ④「食物アレルギー対応献立表」を作成し、保護者や学級担任などへ配付する。
- ⑤学校(特に学級担任)は給食内容を確認し、複数の関係者でチェック する等、誤食事故がないように注意する。

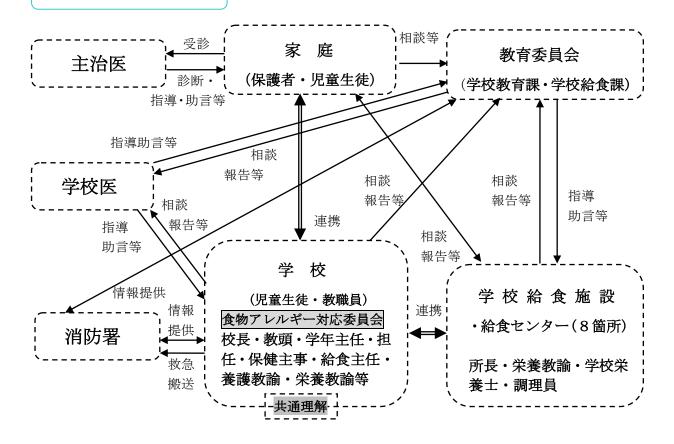
代替食対応【レベル4】とは

申請のあった原因食物を通常食から除き、除かれることによって失われる栄養価を別の食品を用いて補った代替食を提供する。

留意点

- ①通常食とは全く別に調理作業ができるよう、調理場での対応に必要な工程 表・動線図等を作成する。
- ②【レベル3】の②~⑤と同じ(④は献立表で代替食を提示する)

4. 関係機関との連携



5. 各給食センターの対応状況(令和6年4月現在)

No.	提供センター	提供校	対応状況(※)
1	南学校給食センター	雑賀小・古志原小・竹矢小・乃木小・ 忌部小・大庭小・三中・湖南中・ 湖東中・玉湯学園・たまゆ幼	レベル1,2,3,4 (ただし除 去食・代替食は、鶏卵・乳・えび・ かにアレルギーのみ対応)
2	北学校給食センター	津田小・中央小・川津小・朝酌小・ 持田小・本庄小・美保関小・二中・ 四中・本庄中・美保関中・八束学園	レベル1,2
3	西学校給食センター	母衣小・城北小・内中原小・法吉小・ 生馬小・古江小・大野小・秋鹿小・ 一中・湖北中	レベル1,2
4	鹿島学校給食センター	恵曇小・佐太小・鹿島東小・鹿島中 佐太幼・講武幼	レベル1,2,3,4
5	島根学校給食センター	島根小・島根中	レベル1,2,3,4
6	八雲学校給食センター	八雲小・八雲中	レベル1,2,3,4
7	宍道学校給食センター	宍道小・来待小・宍道中	レベル1,2,3,4
8	東出雲学校給食センター	出雲郷小・揖屋小・意東小・ 東出雲中	レベル1,2

※レベルの説明 (p. 4参照)

第2章 食物アレルギー・アナフィラキシー

出典:「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」令和元年度改訂 令和2年3月25日 公益財団法人 日本学校保健会

1. 食物アレルギーとは

定義 一般的には特定の食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全 身性に生じるアレルギー反応のことをいいます。

症状 皮膚症状が最も多く、次いで呼吸器症状、粘膜症状、消化器症状、中にはショック 症状と多岐にわたります。

病型 児童生徒等に見られる食物アレルギーは大きく3つの病型に分類されます。

① 即時型

食物アレルギーの最も典型的な病型です。原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまです。ほとんどはIgE抗体が関係します。

② 口腔アレルギー症候群

口腔アレルギー症候群はIgE抗体が関係する口腔粘膜のみのアレルギー症状を指しますが、花粉-食物アレルギー症候群のことがほとんどです。シラカバやハンノキやブタクサなどの花粉のアレルギーがある児童生徒等がそれらの花粉抗原と構造が似た物質を含む生の果物や野菜を食べたときに、食後5分以内に口腔内(口の中)の症状(のどのかゆみ、ヒリヒリする、イガイガする、腫れぼったいなど)が誘発されます(交差反応といいます)。多くは局所の症状だけで治療も不要ですが、全身的な症状の初期症状として口腔内の症状が出ている場合も紛れ込んでいることがあるため注意が必要です。焼きリンゴやジャムなど加熱された果物では反応しないことがほとんどです。

③ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

特定の食物を食べた後に運動することによってアナフィラキシーが誘発される病型です。IgE抗体が関係します。原因食物としては小麦、甲殻類が多く、このような症状を経験する頻度は2012年と2013年の横浜市での調査では小学校で21,000人に1人、中学生で6,000人に1人程度とまれです。しかし、発症した場合には、じんましんからはじまり、呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至ることがあり、注意が必要です。原因食物の摂取と運動の組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きません。何度も同じ症状を繰り返しながら原因の食物の診断が難しい例も見られます。

2. アナフィラキシーとは

定義

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特に**アナフィラキシーショック**と呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる**重篤な状態**であることを意味します。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や身体的な要因(低温/ 高温など)によって起こる場合があることも知られています。 症状

皮膚が赤くなったり、息苦しくなったり、激しい嘔吐などの症状が複数同時にかつ 急激に見られますが、もっとも注意すべき症状は、血圧が下がり意識の低下が見られ るなどのアナフィラキシーショックの状態です。迅速に対応しないと命にかかわるこ とがあります。

3. 緊急時に備えた処方薬

緊急時に備え処方される医薬品としては、皮膚症状等の軽症症状に対する内服薬とアナフィラキシーに対して用いられるアドレナリンの自己注射薬である「エピペン®」があります。アナフィラキシーに対しては、早期のアドレナリンの投与が有効で、医療機関外では同薬のみが有効と言えます。

① 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)

内服薬としては、多くの場合、抗ヒスタミン薬やステロイド薬を処方されています。 しかし、これらの薬は、内服してから効果が現れるまでに30分以上かかるため、アナフィラキシーなどの緊急を要する重篤な症状に対して効果を期待することはできません。誤食時に備えて処方されることが多い医薬品ですが、軽い皮膚症状などに対して使用するものと考えてください。アナフィラキシーやアナフィラキシーショックなどの重篤な症状には、内服薬よりもアドレナリン自己注射薬(「エピペン®」)をすぐに注射する必要があります。

② アドレナリン自己注射薬 (「エピペン®」)

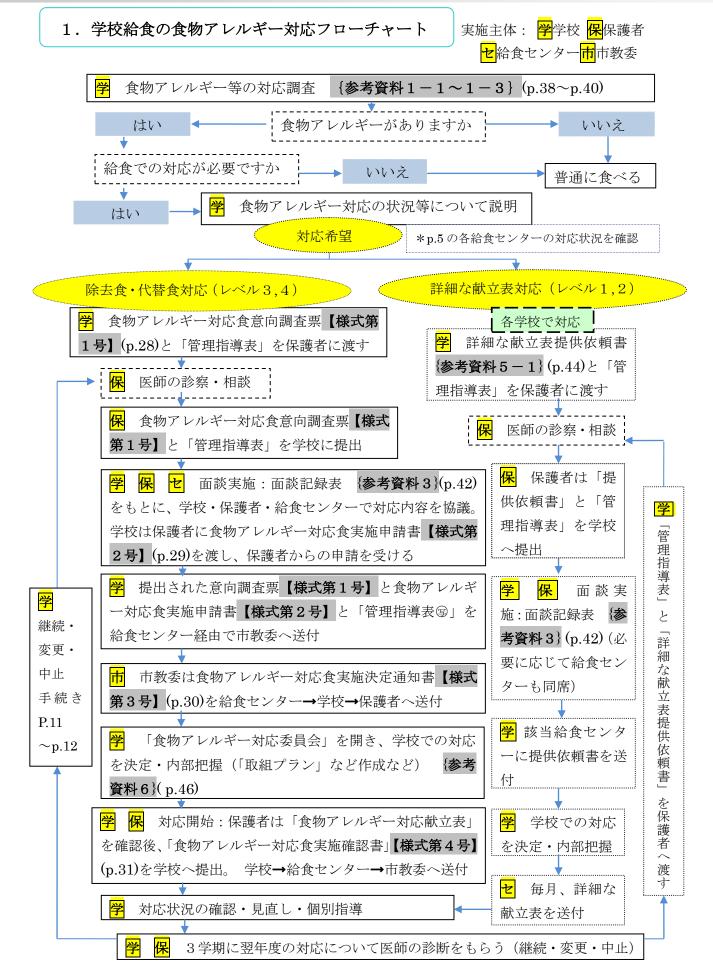
「エピペン®」は、アナフィラキシーを起こす危険性が高く、万一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる者に対し、事前に医師が処方する自己注射薬です。

医療機関での救急蘇生に用いられるアドレナリンという成分が充填されており、患者 自らが注射できるように作られています。このため、患者が正しく使用できるように処 方に際して十分な患者教育が行われることと、それぞれに判別番号が付され、使用した 場合の報告など厳重に管理されていることが特徴です。

「エピペン®」は医療機関外での一時的な緊急補助治療薬ですから、万一、「エピペン®」が必要な状態になり使用した後は速やかに医療機関を受診しなければなりません。



第3章 学校給食における食物アレルギー対応の手続き



2. 除去食・代替食の対応実施までの流れ (レベル3) (レベル4)

【実施までの流れ】「スケジュールモデル」 {参考資料 7-1・7-2} (p. 47・48)

実施主体:<mark>学</mark>学校 保保護者 セ給食センター<mark>市</mark>市教委

1 食物アレルギー調 査の依頼および実施 各学校で食物アレルギー調査を実施

調査時期は、新学期等からの対応に必要な期間を考慮して実施する。

(小学校新1年生は

・10月初め調査票配付

・11 月頃 調査票回収 中学校新1年生は 入学前の3学期) 「食物アレルギー調査」 **{参考資料1-1~1-3**}

時期 パターン A (新1年生): 就学時健康診断などで 実能調査

> パターン B (進級時): 3 学期に新年度へ向けた 対応の継続等の確認 (p. 11 参照)

> パターン C (新規発症・診断及び転入時): 新規 に発症・診断した場合、もしくは転入時に対応

学

2 食物アレルギー対応食の意向調査

1の調査により把握した該当児童生徒の保護者に対し、 食物アレルギーの対応範囲等内容について説明し、対応 方法の希望確認を行う。給食時の対応を必要とする人は 「3 診察・相談」に進む。「食物アレルギー対応食意

向調査票」【様式第1号】と「管理指導表」を渡す。

学

3 診察・相談

給食時の対応を希望する児童生徒は、「管理指導表」を 持って、医師の診察を受ける。 **{参考資料2**} (p. 41) 医師は、「管理指導表」を作成し、保護者に交付する。

保

4 意向調査票等の提出 保

保護者は、「食物アレルギー対応食意向調査票」【様式 第1号】と「管理指導表」を学校に提出し、希望を申し 出る。

5 保護者との面談

(校長、教頭、学級担任、 保健主事、給食主任、養 護教諭、栄養教諭等) 面談者は、「食物アレルギー対応食意向調査票」【様式 第1号】と「管理指導表」をもとに「面談記録表」{参 考資料3} を用い、当該児童生徒の保護者から詳細を聞 きとる。

学 保 セ

学校と調理場で対応できる範囲を説明するとともに、共通理解を図ったうえで、対応方法を協議する。学校は保護者に「食物アレルギー対応食実施申請書(新規・継続用)」【様式第2号】を渡し、保護者からの申請を受ける。

6 申請

各学校は、「食物アレルギー対応食意向調査票」【様式 第1号】、「食物アレルギー対応食実施申請書(新規・ 継続用)」【様式第2号】、「管理指導表傳」を給食セ ンター経由で教育委員会(学校給食課)へ送付する。

学



決定通知

市

教育委員会(学校給食課)は内容を確認し、「食物アレ ルギー対応食実施決定通知書」【様式第3号】を給食セ ンター及び学校経由で保護者へ通知する。



8 関係教職員で協議 (校長、教頭、学級担任、 保健主事、給食主任、養 護教諭、栄養教諭等)

校長は食物アレルギー対応委員会を開き、面談での保護 者からの意見等をもとに、個別の症状に応じ、給食の対 応方法及びアドレナリン自己注射薬(エピペン®)の取 り扱いや保管の仕方、家庭の役割等を協議決定する。

(「個別取組プラン」**{参考資料 6**}など作成)



9 保護者へ献立資料 を配付、確認

保護者へ「食物アレルギー対応献立表」を毎月実施月前 に配付し、喫食可能不可能な食品、献立などについて確 認してもらう。保護者は「食物アレルギー対応食実施確 認書」**【様式第4号**】を学校へ提出する。学校は、給食 センター経由で教育委員会(学校給食課)へ送付する。





1 0 調理

セ

調理現場では、事前に栄養教諭等と調理員で綿密な打ち 合わせを行い、共通理解のもと危機管理と衛生管理体制 の充実を図り対応する。



11 配膳·配食

除去食または代替食が当該児童生徒に確実に配膳・配食 されるよう十分確認する。

※具体的な対応方法については、各学校のチェックマニュ アル等により対応する。



12 指導

配食、配膳内容に間違いがないかどうかを当該児童生徒 とともに確認する。また、その他の児童生徒へも栄養指 導や当該児童生徒は原因食物を誤って食べないよう注 意していることなどを指導し、学級内で共通理解が持て るよう努める。学級において他の児童生徒が対応を不審 に思ったり、いじめのきっかけになったりしないように 十分配慮する。



1 3 対応状況の確 認・見直し

成長に応じて症状が変化するケースが多いことから、毎 年1回(必要に応じて年数回)医師の診断をもとに、保 護者、学校関係者で面談をする機会をもち情報を共有す る。



*学校において各担当者は、年度ごとに、次年度担当者 に確実に引き継ぎをする。

3. 年度ごとの継続手続き

年度の区切りごとに継続手続きが必要です。なお内容が変わる場合は「食物アレルギー対応食変更申請書」【様式第5号】(p. 32)を提出します。

対応について関係者により状況の確認・見直し・個別指導





医師の診断・相談

成長に応じて症状が変化することが多いため、毎年1回(必要に応じて年数回)医師の診断を受ける。

保護者へ「食物アレルギー対応食実施申請書(新規・継続用)」**【様式第2号】**と「管理指導表」を渡す。

継続を希望する保護者は「管理指導表」を持って、医師の 診察を受ける。 {参考資料 2}

学保

医師は「管理指導表」を作成し、保護者に交付する。



保護者との面談

保護者から提出のあった「食物アレルギー対応食実施申請書(新規・継続)」【様式第2号】と「管理指導表」をもとに関係者により個別面談を行う。



学保

継続申請

*内容が変わる場合は変更申請

学

市

上記項目の結果、継続する場合「食物アレルギー対応食実施申請書(新規・継続用)」【様式第2号】と「管理指導表傷」を給食センター経由で教育委員会(学校給食課)へ送付する。



決定通知

教育委員会(学校給食課)は内容を確認し、「食物アレルギー対応食実施決定通知書」【様式第3号】を給食センターと学校経由で保護者へ通知する。

以下、前記の「実施決定までの流れ」 (p. 10) 8 へ続く

4. 実施内容の変更手続き

対応について関係者により状況の確認・見直し・個別指導



医師の診断・相談

年度の途中で、医師の診断に基づき実施内容を変更する場合は、保護者へ「食物アレルギー対応食変更申請書」 【様 式第5号】と「管理指導表」を渡す。

変更を希望する保護者は「管理指導表」を持って、医師の診察を受ける。 {参考資料2}

<mark>学</mark> 保

医師は「管理指導表」を作成し、保護者に交付する。

保護者との面談

学 保 セ

保護者から提出のあった「食物アレルギー対応食変更申請 書」【様式第5号】と「管理指導表」をもとに関係者によ り個別面談を行う。

変更申請

上記項目の結果、変更する場合「食物アレルギー対応食変 更申請書」【様式第5号】と「管理指導表傷」を給食セン ター経由で教育委員会(学校給食課)へ送付する。

決定通知

教育委員会(学校給食課)は内容を確認し「食物アレルギ 一対応食変更決定通知書」**【様式第6号】**(p. 33)を給食セ ンターと学校経由で保護者へ通知する。

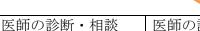
市

以下、前記の「実施までの流れ」 (p. 10) |8 へ続く。

5. 実施中止の手続き

対応について関係者により状況の確認・見直し・個別指導





医師の診断に基づき、実施を中止する場合は、保護者へ「食 物アレルギー対応食中止申請書」【様式第7号】(p. 34)を 渡す。保護者は、「食物アレルギー対応食中止申請書」を 持って、医師の診察を受ける。



医師は、申請書に中止に関する意見を記載し、保護者に交 付する。



保護者との面談

「食物アレルギー対応食中止申請書」【様式第7号】(医 師の意見記入必要)をもとに、必要に応じて関係者により 個別面談を行う。



中止申請

上記項目の結果、アレルギー症状の変化が見られ、対応の 中止が可能と判断した時は「食物アレルギー対応食中止申 請書」【様式第7号】を給食センター経由で教育委員会(学 校給食課)へ送付する。

市



決定通知

教育委員会(学校給食課)は内容を確認し「食物アレルギ 一対応食中止決定通知書」【**様式第8号**】(p. 35)を給食セ ンターと学校経由で保護者へ通知する。

*詳細な献立表対応(レベル1)、弁当対応(レベル2)については、{参考資 料 4 } (p. 43) を参照して下さい。

☆は栄養教諭が配置されている学校の場合。

6. 「食物アレルギー対応実施までの流れ」における役割分担表 (例)

★各学校の実情にあった役割分担で対応してください。

			本人		市			学					給:	食センク	ў —
		児童 生徒	保護 者	主治医	教育 委員 会		学級 担任	保健 主事	給食 主任	養護 教諭	栄養 教諭	その他 教職員 ※	所長	栄養 教諭等	調
①対	応申請の確認 :保護者に"学校生活管理指導表	を アし	ノルキ	一疾	患用)	"の摂	是出体	頼を	する。						
П	(1) 食物アレルギー調査		0		•	0	A	•	0	0	0			0	
	(2) 食物アレルギー対応範囲説明		0				A		0	0			0		
	(3) 「管理指導表」「意向調査票」の配付				A		A		0	0					
Ŭ.	(4) 「管理指導表」「意向調査票」の提出		0	•	•		A		0	0	A			A	
2)個	別面談:書類が提出された対象者に、保護者と	の個	別面	炎を実	施す	る。()	必要に	こ応じ	て主ジ	台医も	関わ	る。)			
	(5) 保護者との面談、申請書配付、提出		0	•		0	0	0	0	0	0		•	0	
3)直	談記録表の作成・対応実施の決定 :面談の結果	を受	けて、	面談	記録	表その	o 他の)資料	作成	をする) ₀				
	(6) 面談記録表の作成		•			•	•	•	0	0	0			0	
	(7) 実施申請書の提出(新規・継続・変更・中止)					0	•		•				•		
\bigcup	(8) 対応実施の決定				0	0					0		0	0	
1)食	物アレルギー対応委員会設置と開催 : 左記の会	を開	催し、	対応方	法の	倹討∙ 対	決定す	る。(主治医	を中	門医と	:連携⁻	する)		
	(9) 食物アレルギー対応委員会設置と開催		A	A	A	0	0	0	0	0	0		A	A	
	(10) 内部把握(「取組プラン」の作成など)		A			0	0	•	0	0	0			A	
	(11) 校内での体制の構築					0	0	0	•	0	0	•		A	
· う対	応内容の把握 :教育委員会は「食物アレルギー対	応委!	員会」	からの	要望	▪相談	を受け	ナ、内	容の批	型握、 3	環境團	と備や	指導を	を行う。)
\overline{igcup}	(12) 教育委員会事務局の確認・指導				0	0							•		
3)最	終調整と情報の共有: 校長は④で決定した「取組プラン	<u>′</u> 」を、「	アレルゴ	デー疾患	に対す	る取り約	組み報告	告会」で:	全教職	員へ周知	印徹底	する。			
	保護者へ対応内容を通知の際、	必要に	応じて.	具体的な	ζ内容 σ)調整を	行う。			1	ı	1			
	(13) 情報の共有		•			0	0	0	0	0	0	•	•	0	
⑦対	応の開始 :学校給食における食物アレルギー対	応を	開始	する。			1			1	ı	1			
	(14) 献立表の作成				•				A		0		•	0	
									\sim					lack	
	(15) 児童生徒、保護者との確認	0	0		A		•		0	•	•	ļ			
	(4.8) 食物アレルギー用献立表の確認、	© ©	© ©		A	0	<!--</td--><td>•</td><td>0</td><td>•</td><td>●</td><td>•</td><td>0</td><td>0</td><td></td>	•	0	•	●	•	0	0	
						0	©	•		•		•	•	0 0	(
	(16) <mark>食物アレルキ*</mark> -用献立表の確認、 校内での情報の共有					0		•		•	©	•			(
	(16) <mark>食物アレルキ*</mark> -用献立表の確認、 校内での情報の共有 (17) 調理					0		•	0	•	© •	•			(
8#	(16) <mark>食物アレルキ*</mark> -用献立表の確認、 校内での情報の共有 (17) 調理 (18) 教室での配食	•	0	·····································	A		0	● 	 <td>・ルギ・</td><td>•</td><td>●●●する(()</td><td>•</td><td>•</td><td></td>	・ルギ・	•	●●●する(()	•	•	
8#	(16) 食物アレルキー用献立表の確認、 校内での情報の共有 (17) 調理 (18) 教室での配食 (19) 給食(給食指導)	•	0	栄養教	A		0	● ごて食	 <td>● /ルギ· ◎</td><td>•</td><td>●●●■</td><td>•</td><td>•</td><td></td>	● /ルギ· ◎	•	●●●■	•	•	

13

※は学年主任や副担任、学級補助、同学年他学級の担任等を示す。

第4章 学校における対応

1. 校内体制の確立

(1) 「食物アレルギー対応委員会」設置の趣旨

校長を責任者とし、関係者で組織する食物アレルギー対応委員会を校内に設置する。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定する。また校内危機管理体制を構築し、各関係機関との連携や具体的な対応訓練や校内外の研修を企画、実施、参加を促す。

- (2) 設置及び構成員
 - ・学校長を委員長として、年度ごとに委員を決定する。
 - ・委員は、校長、教頭、学年主任、学級担任、保健主事、給食主任、養護教諭、 及び栄養教諭等教職員、必要に応じて給食センター所長、学校医等で構成する。
- (3) 「食物アレルギー対応委員会」の開催
 - ・校長は必要に応じて、構成員を招集し、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、様々な対応を協議、決定する。
 - ・保護者との面談や確認書類事項を考慮し、個別の取組プラン案をもとに、個々の給食対応の詳細を決定する。
 - ・各学校の実情に合わせた個別のマニュアル等を整備する。
- (4)対応決定と周知
 - ・対応委員会で決定した個別の取組プランを全教職員間で共有できるよう周知する。
 - ・保護者に決定内容を伝え、了解を得る。

2. 教職員等の役割

各学校の実情に合わせ、役割分担を行ってください。 (p. 13参照)

校長

- ・「食物アレルギー対応委員会」を招集する。
- ・ 全教職員の共通理解が図られるように危機管理体制を構築する。
- 保護者と面談した際に学校の基本的な考え方等を説明し、理解を得る。
- ・ 関係教職員と話し合いの後、対応を決定する。
- ・ 全教職員に対して、食物アレルギーについての知識や緊急時対応について周知を図る。また、医薬品(エピペン®を含む)を学校へ持ってくることを許可した場合は、必要なときに全教職員が確実に本人に手渡せるよう、管理使用について研修会等で周知徹底をする。

教頭

・保護者や関係機関との窓口として全体の連絡調整を行う。

学級担任・学年主任

- ・保護者からの連絡をすぐに関係教職員に伝え、連携を密にする。
- ・食物アレルギー対応を必要とする児童生徒の食べられない料理を確認し、配膳された 給食内容を確認する。そして安心して楽しい給食時間を過ごすことができるよう十分 配慮する。
- ・保護者と面談した際、児童生徒の実態、保護者の要望等を確認する。
- ・食物アレルギーに対しての正しい認識を持ち、児童生徒全員に食物アレルギーを正しく理解するための指導を推進する。当該児童生徒の保護者の了解のもと、食物アレルギーを有する児童生徒の状況を理解し、自分にできることを考え実践できるように指導を行う。
- ・緊急時の対応や連絡先を保護者から知らせてもらい、全教職員間で確認する。

保健主事

- ・保護者との面談に同席し、原因食物や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。
- ・保護者と連携を図り、食物アレルギー対応が必要な児童生徒の実態を把握する。
 - ▶ 原因食物
 - ▶ 食物アレルギー症状
 - ▶ 食物アレルギー症状が出る量及び調理形態
 - ▶ かかりつけの病院の把握と主治医の指示内容
- ・学級担任、給食主任、養護教諭との連携を図る。
 - ▶ 学級担任:食物アレルギー対応児童生徒の食物アレルギー情報を提供
 - ▶ 給食主任:食物アレルギー対応児童生徒についての情報交換
 - ▶ 養護教諭:食物アレルギー対応児童生徒の実態・食物アレルギー症状発生時の対応について協議
- ・食物アレルギー症状が出た場合の措置方法を確認し、校内体制を整える。
 - ▶ 主治医、学校医との連携を図る。食物アレルギー対応児童生徒が誤食した場合や、食物アレルギー症状が出た場合の応急処置の方法や連絡先を事前に確認し、全教職員の共通理解を図る。

給食主任

- ・新入生の食物アレルギー調査を行い、食物アレルギーの実態を把握する。
- ・給食センターや教育委員会(学校給食課)への申請等の手続き書類の確認をする。
- ・保護者との面談に同席し、原因食物や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。
- ・学校給食でどのような対応ができるかを検討し、校長に報告する。
- ・学校での対応が決定したら、関係教職員や保護者とともに毎月の対応について協議する。
- ・必要があれば、保護者に「詳細な献立表」等を配付し、児童生徒・保護者が喫食についてチェックした内容を確認する。
- ・給食時の指導について全教職員に状況を伝えてアドバイスをする。

養護教諭

- ・新入生の食物アレルギー調査を行い、食物アレルギーの実態を把握する。
- ・保護者との面談に同席し、原因食物や症状、家庭での除去食の状況等を把握する。
- ・保護者と連携を図り、食物アレルギー対応が必要な児童生徒の実態を把握する。
 - ▶ 原因食物
 - ▶ 食物アレルギー症状
 - ▶ 食物アレルギー症状が出る量及び調理形態
 - ▶ かかりつけの病院の把握と主治医の指示内容
- ・保健主事、学級担任、給食主任との連携を図る。
 - ▶ 保健主事:食物アレルギー対応児童生徒の実態・食物アレルギー症状発生時の対応について協議
 - ▶ 学級担任:食物アレルギー対応児童生徒の食物アレルギー情報を提供
 - ▶ 給食主任:食物アレルギー対応児童生徒についての情報交換
- ・食物アレルギー症状が出た場合の措置方法を確認し、校内体制を整える。
 - ▶ 主治医、学校医との連携を図る。食物アレルギー対応児童生徒が誤食した場合や、食物アレルギー症状が出た場合の応急処置の方法や連絡先を事前に確認し、全教職員の共通理解を図る。

栄養教諭

- ・保護者との面談に同席し、原因食物について、家庭での除去食の状況等を把握する。
- ・食物アレルギー対応を必要とする児童生徒が安心して楽しい給食時間を過ごすことが できるよう十分配慮する。
- ・保護者と面談した際、児童生徒の実態、保護者の要望等を確認する。
 - ▶ 原因食物
 - ▶ 食物アレルギー症状
 - ▶ 食物アレルギー症状が出る量及び調理形態
 - ▶ かかりつけの病院の把握と主治医の指示内容
- ・食物アレルギーに対しての正しい認識を持ち、他の児童生徒にも機会を見つけて伝える。

3. 献立表等の確認

(1) 除去食(レベル3)・代替食(レベル4)希望者

「食物アレルギー対 応献立表」等配付	学校は、月末までに配付する通常の献立表とは別に、「食物アレルギー対応献立表」等を配付する。
献立確認	毎月実施月前に保護者は、「食物アレルギー対応食実施確認書」 【様式第4号】 を担任(給食主任等)へ提出する。 学校は、給食センター経由で教育委員会(学校給食課)へ 送付する。
配食・配膳	学級担任と保護者・児童生徒は「食物アレルギー対応献立 表」を活用し、連絡を取り合い、各学校のチェックマニュ アルにもとづいて誤配食や誤食がないよう注意する。

(2) 詳細な献立表対応(レベル1)・弁当対応(レベル2)希望者

「詳細な献立表」 配付	学校は、月末までに配付する通常の献立表とは別に「詳細な献立表」を事前に配付する。
献立確認	毎月末に、保護者と児童生徒は翌月の「詳細な献立表」を
	確認し、喫食のチェックをして担任へ提出する。
配食·配膳	学校と保護者・児童生徒は「詳細な献立表」を活用し、連
	絡を取り合い、各学校のチェックマニュアルに基づいて誤
	配食や誤食がないよう注意する。

4. 学校での配慮事項

(1) 食物アレルギーを正しく理解するための指導

学校給食において食物アレルギー対応を必要とする児童生徒は、

- ・除去食や代替食などの対応食を食べる。
- ・給食の副食から、特定の食物を除去しながら食べる。
- ・家庭から食物を準備して食べる。

などにより、発達の段階や児童生徒個々のおかれている状況によっては苦痛や負い 目を感じたり、萎縮したりすることがあります。

そのため、児童生徒全員が食物アレルギーについて正しく理解することができるよう、指導の充実を図る必要があります。発達の

段階に応じて互いの違いを認め合い、共に給食時間を楽しみ、食を通して成長していくように指導をすることが重要になります。

教職員全員が食物アレルギーについての研修を積み、資質の向上に努めることが 大切です。

(2) 指導のうえで必要な配慮

①本人に対して

保護者との連携を密にし、食物アレルギーを有する児童生徒自身が、食品を選択して食べる能力を身につけ、自立的に対処できるよう指導することが必要です。 (具体例)

- ・本人が食べられない食品が分かり、誤って食べた時にどんな症状が現われるか知っておく。
- ・本人が具合悪くなったら担任へすぐに連絡をする。

また、他と異なる給食をとることについて、心理面等個々の状況に応じた配 慮が大切です。

②他の児童生徒に対して

食物アレルギーについて正しい知識が得られるよう指導するとともに、当該児童生徒の保護者の了解のもと、食物アレルギーを有する児童生徒の状況を理解し自分にできることを考え実践できるように指導及び配慮をすることが大切です。

③保護者に対して

食物アレルギーを有する児童生徒についての情報を保護者と学校側とが相互に把握するように努め、保護者との連携を密にすることが大切です。特に、給食指導や健康管理にあたって、当該児童生徒の情報提供についての理解と協力を求めることが大切です。

また、食物アレルギー対応食については、全ての原因食物に対応することは 困難であり、状況によっては家庭からの弁当を準備してもらうことへの理解を 求めることが必要です。

併せて、食物アレルギーは年齢とともに変化する事例も多いことから、学校 給食の対応にあたっては毎年1回(必要に応じて年数回)医師の診断を受け「管 理指導表」の提出が必要です。

家庭で保護者から子どもに伝えてもらうこと

- ・子どもに食物アレルギーがあることを理解させ、給食の食べ方や日常の食事 においても、注意が必要なこと等を十分に伝える。
- ・医師からの指示内容を、自分の子どもの理解度に合わせわかりやすく説明する。
- ・食物アレルギーのために食べられない料理は、子どもと一緒に献立表で確認 し、何が食べられないかを子どもに知らせる。
- ・学校で具合が悪くなった時は、すぐに学級担任(不在の時は近くにいる教職 員)に申し出るように伝える。

*①~③における具体的な配慮事項

- ・偏食や好き嫌いと食物アレルギー対応の相違を明確にする。
- ・食べ物に感謝し残さず食べることは大切であるが、食物アレルギーを有する 児童生徒にとっては、精神的・身体的な負担となることに配慮する。

(3) 入学時、転出入時等の配慮

入学時、転出入時は、学校環境・家庭環境・社会環境の違いからさまざまな変動があるため、特に次の点に注意が必要です。

- ①学校給食について、入学前の状況を従前の保育所(園)・幼稚園・幼保園・ 学校等と、また、転出先、転入前の学校と連携をとり、学校における配慮事項 と対応について具体的な情報交換を行う。
- ②児童生徒の食物アレルギーの状況、緊急時対応等について詳細に連絡を取り合うようにする。
- ③入学時、転入時は、食物アレルギー調査 **{参考資料 1-1・1-2・1-3**} を実施し、食物アレルギーの状況を把握する。
- ④入学時、転入時は、該当の学校給食センターの食物アレルギー対応状況 (p. 5) について説明をする。

なお、食物アレルギー対応をしている児童生徒が、市内転入の場合は「管理指導表」を以前在籍していた学校より引き継ぐ。

- ⑤学校内で情報の共有を図る。
- ⑥児童クラブへ入所する児童の場合は、必要に応じて保護者への同意のもと「管理指導表」を児童クラブへ提供するなど、情報の共有に努める。

(4) 誤配食防止の体制とチェックマニュアル等の整備と活用

- ①各学校や児童生徒の実情に応じて、誤配食を防止するための体制とチェックマニュアルを整備する。
- ②配食、配膳前及び喫食前には、喫食不可について本人と給食指導者等複数で確認をする。

(5) 緊急時の体制整備と校内研修の充実

- ① 島根県教育委員会発行の「学校危機管理の手引」や「島根県食物アレルギー対応ハンドブック」、本市教育委員会が策定した「市立学校・社会教育施設における危機管理マニュアル策定の指針」を参考に、学校の状況に応じた実践可能なマニュアル等を整備する。
- ② 緊急時対応のための実践的訓練などに取り組む。

(6) 学校給食における食物アレルギー対応に関する事故等発生時の対応

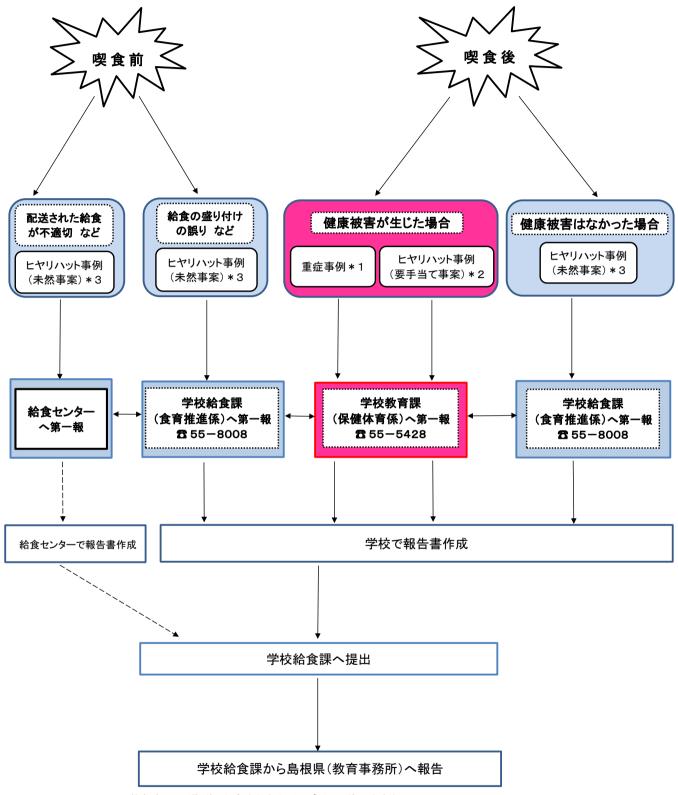
- ① 配送された給食が、食物アレルギーを有する児童生徒にとって不適切であると考えられる場合、学校は速やかに<u>給食センターへ</u>電話連絡をする。給食センターは学校給食課と連携し、直ちに状況調査を行い、必要な場合は当該児童生徒のいる学校へ連絡し、対応を指示する。
- ② 学校給食における食物アレルギー対応に関する事故等が発生し、児童生徒に健康被害が生じた場合{重症事例(※1)、ヒヤリハット事例の要手当て事案(※2)}は学校教育課へ、児童生徒に健康被害はなかった場合{ヒヤリハット事例の未然事案(※3)}は学校給食課へ、学校は速やかに電話連絡をする。学校教育課及び学校給食課は、双方が連携し、必要な場合は当該児童生徒のいる学校へ連絡し、対応を指示する。

	事 例	内 容
※ 1	重症事例	救急車により搬送した事案。(エピペン®使用を含む)
※ 2	ヒヤリハット事例 (要手当て事案)	救急車では搬送しなかったが、服薬をしたり、保護者が 病院に搬送したり、児童生徒に健康被害を及ぼしたりし た事案。
※ 3	ヒヤリハット事例 (未然事案)	児童生徒に健康被害を及ぼすことはなかったが、健康被害が生じる恐れがあった事案、類似事故が多く発生することが考えられる事案。

(7) 事故及びヒヤリハットの情報共有と改善策の検討

- ① 校長は、重症事例及びヒヤリハット事例について、対応完結後速やかに、学校 給食課長へ次のとおり報告書を提出する。提出物は島根県教育委員会の手順に 従い、重要事例の場合は「食物アレルギー・アナフィラキシー重症事例発生時 事故報告書」 {参考資料8-1} (p.49)、要手当て事案の場合は「食物アレル ギーヒヤリハット事例報告書」 {参考資料8-2} (p.50)、未然事案の場合は 「食物アレルギーヒヤリハット未然事案一覧表」 {参考資料8-3} (p.51) と する。また、喫食前の配送された給食が不適切であった場合は、給食センター 所長が、学校給食課長へ報告書を提出する。
- ② 報告内容は市で集約し、必要により学校へフィードバックすることで事故防止の徹底に努める。
- ③ 校長は、事故の把握と把握のためのシステム構築に努める。また、事故が発生 した場合は原因究明を行い、原因が判明したら防止策を協議・決定し、周知運 用する。

(8) 学校給食における食物アレルギー事故等発生時の報告フローチャート



- *1 救急車により搬送した事案とする。(エピペン®使用を含む)
- *2 救急車では搬送しなかったが、服薬をしたり、保護者が病院に搬送したり、児童生徒に健康被害を及ぼしたりした事案とする。
- *3 児童生徒に健康被害を及ぼすことはなかったが、健康被害が生じる恐れがあった事案、類似事故が多く発生することが考えられる事案とする。

第5章 調理場における対応

1. 安全な給食提供をするための献立作成

(1) 使用する頻度を検討する必要がある食物

- ①特に重篤度の高い原因食物:そば、落花生(ピーナッツ) 松江市においては、学校給食での提供をしていません。
- ②特に発症数の多い原因食物:卵・乳・小麦・えび・かに 提供する際は、使用するねらいを明確にし、使用していることが明確な料理や料理名となるよう努めます。
- ③その他、対応申請のあった食物 調理場の実情や児童生徒の実態に応じて、対応を検討します。

(2)調味料・だし・添加物

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりに くい下記の食品については、基本的に除去する必要はありません。

これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤な食物アレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮します。

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

(3)調理等の工夫

栄養教諭等は、献立を作成する際は、原因食物の混入を防止し、複雑で煩雑な調理作業とならないように、作業工程表や作業動線図で確認します。

- ・原因食物を使用しない調理方法にする。
 - (例) 唐揚げ、フライの衣等で、小麦粉のかわりに米粉やじゃがいもでんぷんを 使用する

フライの衣等に卵を使用しない

- ・原因食物が料理に使用されていることが一目でわかるようにする。 (例) ハンバーグにチーズを練り込むのではなく、上にのせる
- ・原因食物が入っている料理と、除去した料理で形を変えてわかり やすくする。

(4) 料理名・使用食品の明確化

安全な給食提供のために献立表や料理名を工夫します。

- ① 献立表
 - ・料理ごとの食物アレルギー原因食物がわかる献立表(詳細な献立表)や対応食がわかる献立表を作成し、学校関係者、調理場関係者、保護者等を含む関係者 全員で同一のものを共有します。
 - ・加工食品に原因食物が使用されている場合は、それを明記し、必要に応じて詳細な原材料が確認できるようにします。
- ② 料理名
 - ・原因食物が使用されていることが明確な料理名となるよう努めます。

(5) 献立表の確認

献立表の作成にあたっては、複数の関係者で確認し、誤表示や記入漏れのないようにします。

2. 実施献立の共有

決定した献立は、詳細な献立表等により、栄養教諭等と保護者(及び児童生徒)とで確認し、学校・調理場の関係職員と共有します。共有の方法は、食物アレルギー対応委員会で明確にしておきます。

【献立変更時の対応方法の決定】

献立の変更は、やむを得ない場合のみとし、児童生徒、保護者及び関係者全員が情報を共有できるよう、食物アレルギー対応委員会で対応方法を決定し、マニュアルや個別の取組プラン等に記載します。

- ①検討内容
 - 連絡方法や、保護者や主治医と連絡がとれなかった際の対応等
- ②献立変更の可能性
 - ・自然災害や天候不順等、納品された食品が発注と異なっていた場合など

3. 食物アレルギー対応食が提供できる体制づくり

(1) 調理器具、食材等の管理

食物アレルギー対応に使用する調理器具、食材等の管理についてルールを定め、混入を防ぎます。

- ①調理器具・食器の管理
 - ・対応食専用の調理器具や食器具類を使用します。その場合は、一般の調理器 具や食器具類と区別して保管します。
 - ・共同調理場方式では配送用の個別容器を用意し、学校ではそれを置くスペースを確保します。
- ②食材の管理
 - ・物資選定委員会等で決定された安全なものを使用します。
 - ・対応用食材は、他の食材と区別して保管します。

(2)調理担当者の区別化

対応食担当の調理員を区別化することで、作業の単純化、引継ぎによるエラーを防ぎます。調理員が十分な数を配置できない場合でも、調理作業等を区分して行えるように配慮します。

対応食担当者は、他と異なる色の専用エプロンを着用するなど区別化をして作業を行います。

作業工程表を作成し、いつ、だれが、何に気をつけて作業をするかを確認しま す。

《作業工程表作成のポイント》

- ・必ず事前に作成する。
- ・調理員と綿密な打合せを行い共通理解を図る。
- ・通常食の作業工程表の中に対応食の作業工程を明記する。
- ・いつ、どこで、誰が、何に気をつけて(混入・誤配等)作業するか明記する。
- ・途中で取り分ける料理を明記する。

(3) 調理作業場所の区別化

対応食を調理する作業を区別化します。

対応のための作業動線図を作成し、事故予防につなげます。

《作業動線図作成のポイント》

- ・必ず事前に作成する。
- ・通常食の作業動線図の中に対応食の作業動線を明記する。
- ・対応食の動線は、通常食の動線と分けてわかるように明記する。
- ・対応食を調理する場所を明記する。
- ・混入が心配される場所を明記し、注意を促す。

また、調理している途中で対応食用に取り分ける等の作業(釜での調理中、 卵を入れる前に取り分ける等)の場合でも、混入を防ぐため、作業動線図を活 用するなどにより、作業を区別化します。

4. 食物アレルギー対応食の調理、配送手順

(1) 献立・調理手順等の確認

前日あるいは当日の朝、栄養教諭等と調理にかかわる全員で食物アレルギー対応作業も明記した調理指示書、作業工程表、作業動線図を参照しながら、綿密な打ち合わせを行う。

なお、調理指示書、作業工程表、作業動線図は通常食用のものと対応食用のものとを別に作るのではなく、1枚で通常食・対応食に係る作業が確認できるようにする。

【確認項目】

- 対応が必要な児童生徒
- ・除去、代替する食物と献立
- ・調理の担当者
- ・調理の手順
- 使用する器具
- ・取り分けるときは、そのタイミング



(2) 検収

複数の検収担当者が、使用する食材や調味料を確認し、記録する。

【確認項目】

- ・納品された食材が発注した食材であるか確実に検収する。
- ・加工食品等は業者から取り寄せた詳細な原料配合表と同じ食品か確認する。



(3) 調理作業

- ・対応食担当者は、他の調理員と違う色のエプロンを着用するなどして作業を行う。
- 調理員は調理指示書、作業工程表や作業動線図に基づいて作業する。
- ・混入を防ぐため、区画された部屋や専用スペースにおいて調理をする。
- ・通常食と一緒に調理し、原因食材を入れる前に途中で取り分ける場合は、対 応食担当者が原因食材の混入がないことを確認してから取り分ける。
- ・事前に決められた確認箇所、事前に決められた方法(ダブルチェック、声出 し指差し等)で確認を徹底する。日々の流れ作業にならないように配慮し、 安全確保に努める。
- 通常食と同様、温度管理、保存食の採取、検食を行う。



(4) 配食

- ・材料表、調理指示書をもとに誤調理がないか複数の調理員等でダブルチェック し、記録に残す。
- ・対応食の個人容器は、学年組名前を明記した料理別の耐熱容器を使用することが望まれる。
- ・学校名・学年・組・児童生徒名・献立名と除去等の内容を記載したカード等を つけて誤配を防ぐ工夫をする。



(5) 配送

- ・わかりやすい表示を心がけ、配送先を間違えない工夫をする。
- ・コンテナに入れる際は、複数の調理員等でダブルチェックし、記録に残す。
- ・受配校と連携を密にして、受け取りの確認を誰がするか等を事前に決めておく。

5. 適時チェック作業

調理場における作業について、決められた箇所で確認する項目を、決められた方法(ダブルチェック、指差し声出し等)によりチェックし、記録に残します。(確実に行うことにより、事故の予防となり、事故が起きた際は、重要な資料となります。)

なお、調理場における事故及びヒヤリハットが発生した場合は、速やかに学校給 食課へ報告します。

124	
大土	
413X	
157	- 4

(「松江市学校給食食物アレルギー対応食提供事業実施要綱」により定める 様式)

【様式第1号】 松江市学校給食食物アレルギー対応食意向調査票 ・・・・・・・・28

【様式第2号】	松江市学校給食食物アレルギー対応食実施申請書(新規・継続用) ・・ 29
【様式第3号】	松江市学校給食食物アレルギー対応食実施決定通知書 ・・・・・・・30
【様式第4号】	松江市学校給食食物アレルギー対応食実施確認書 ・・・・・・・・31
【様式第5号】	松江市学校給食食物アレルギー対応食変更申請書 ・・・・・・・・32
【様式第6号】	松江市学校給食食物アレルギー対応食変更決定通知書 ・・・・・・・33
【様式第7号】	松江市学校給食食物アレルギー対応食中止申請書 ・・・・・・・・34
【様式第8号】	松江市学校給食食物アレルギー対応食中止決定通知書 ・・・・・・・35
【表学校生活管理	指導表(アレルギー疾患用)】 (公財)日本学校保健会 作成・・・・36
【裏学校生活管理	指導表(アレルギー疾患用)】 (公財)日本学校保健会 作成・・・・37
参考資料	(参考資料は雛形として掲載しています。各学校の実情にあわせ加工して
少 与貝科	活用して下さい。)
○参考資料1-1	鹿島・島根・八雲・宍道学校給食センター用
	学校給食における食物アレルギー等の対応調査について(お願い)・・38
○参考資料1-2	南学校給食センター用
	学校給食における食物アレルギー等の対応調査について(お願い)・・・39
○参考資料1-3	北・西・東出雲学校給食センター用
	学校給食における食物アレルギー等の対応調査について(お願い)・・・40
○参考資料2	「学校生活管理指導表」記入のお願い ・・・・・・・・・・4 1
○参考資料3	面談記録表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
○参考資料4	詳細な献立表対応(レベル1)・弁当対応(レベル2)の流れ ・・・・43
○参考資料5-1	詳細な献立表提供依頼書(新規・継続・変更用) ・・・・・・・44
○参考資料 5 - 2	詳細な献立表提供依頼書(中止届出用) ・・・・・・・・・45
○参考資料 6	食物アレルギー個別取組プラン(案・決定)例 ・・・・・・・・46
○参考資料7-1	食物アレルギー対応スケジュール(小学校用モデル)・・・・・・・47
○参考資料7-2	食物アレルギー対応スケジュール(中学校用モデル)・・・・・・・48
○参考資料8-1	食物アレルギー・アナフィラキシー重症事例発生時事故報告書・・・・49
(救急車によ	り搬送した事案とする。エピペン®使用含む)
○参考資料8-2	食物アレルギーヒヤリハット事例報告書・・・・・・・・・・50
(救急車では	搬送しなかったが、服薬をしたり、保護者が病院に搬送したり、児童生徒に健
康被害を及	ぼしたりした事案とする。)
○参考資料 8 - 3	食物アレルギーヒヤリハット未然事案一覧表・・・・・・・・51
(児童生徒に	健康被害を及ぼすことはなかったが、健康被害が生じる恐れがあった事案、類
似事故が多	く発生することが考えられる事案とする。)

様式・参考資料ともに学校ネットワークに掲載しています。

松江市学校給食食物アレルギー対応食意向調査票

年 月 日 (あて先) 松江市教育委員会教育長 (学校経由→給食センター経由→教育委員会) 学校名 (組) 児童生徒氏名 保護者氏名 生 年 月 日 (ふりがな) 児童生徒氏名 日 (年 月 歳) 住 所 電話 電話 医療機関名・主治医名 *次表の該当項目に**☑**または必要事項を記入してください。(必ず**「学校生活管理指導表」**を添付) 1. 食物アレルギーの状態 鶏卵・乳・えび・かに ←○を記入してください。 食物アレルギー原因食物)←記入してください。 その他(アレルギーの症状 *できるだけ詳しく記述してください。 運動でアレルギー症状を □無 □有 (食事との関連: 有 ・ 無 発症した経験について (症状: アナフィラキシーショッ □無 □有 (回数: 回) クの経験について (最近発症した日: 年 月 日) (原因食物:) (症状: □無□有 現在アレルギー疾患の治 療のために使用している 内服薬() 吸入薬() 薬剤について 外服薬(注射薬() その他(緊急時に備えた薬剤等 □無 □有(薬剤名: ※学校に携帯する薬剤等 □無 □有(薬剤名: ※アドレナリン自己注射薬 (エピペン®) の処方 □有 □無 2. 学校給食について □ 献立により、弁当を持参していた □ 毎日弁当を持参していた 今まで □ 自分で除去していた □ 対応食を提供してもらっていた □ 食物アレルギーの対応食の実施を希望する。 (鶏卵・乳・えび・かに) ←○を記入してください。 今後 (意見) 3. 食物アレルギー対応食を希望する場合 【自署または検印】 学校給食課長 給食センター長 学校長 日 面談希望日 時 分

松江市学校給食食物アレルギー対応食実施申請書 (新規・継続用)

□新規 □継続 (□にチェックをしてください)

		年	月	日
(あて先)松江市教育委員会教育長				
	学校名	(年	組)
	児童生徒氏名			
	保護者氏名			

松江市学校給食食物アレルギー対応食提供事業の実施について、下記のとおり申請します。

記

(ふりがな)		生 年 月 日
児童生徒氏名		年 月 日(歳)
食物アレルギー原因食物	鶏卵・乳・えび・かに ←○を記入してぐ その他()←	ください。 -記入してください。
住 所		電話番号
緊急連絡先	氏	電話番号
※ 心	氏 続 名 柄	電話 番号
医療機関名・ 主治医名		電話番号

*継続の場合は、変更がない場合にも『学校生活管理指導表』を添付してください。

【自署または検印】

学校給食課長	給食センター長	学校長

松江市学校給食食物アレルギー対応食実施決定通知書

年 月 日

○○○学校

年 組 児童生徒氏名

保護者氏名

様

松江市教育委員会教育長

年 月 日付けで申請のあった松江市学校給食食物アレルギー対応食 提供事業の実施について、下記のとおり決定したので通知します。

記

実 施 対 象	学校名		(年 組)
児 童 生 徒	(ふりがな) 氏 名		
事業開始日		年 月	B
種別		新規	□継続
対応アレルギー食物	鶏卵 ・ 乳	・えび・かに	

松江市学校給食食物アレルギー対応食実施確認書

年 月 日 (あて先)松江市教育委員会教育長 学校名 年 組) 児童生徒氏名 保護者氏名 月分食物アレルギー対応食は、食物アレルギー対応献立表のとおりとすること について確認しました。 ※変更または注意点がありましたらご記入ください。 (弁当持参を希望する日がありましたらご記入ください。)

月 日までに学校へ提出してください。 (学校 ⇒ 給食センター ⇒ 学校給食課)

【自署または検印】

学校給食課長	給食センター長	学校長

松江市学校給食食物アレルギー対応食変更申請書

(t	て生) 松江書芸	教育委員会教育長				年		月	日
(0)	(元)松仕川る	议月安貝云	学 ·			(左	ψE	1 /
			学校名			(年	組	L <i>)</i>
			児童生徒氏名	1					
			保護者氏名						
松	江市学校給負	食食物アレルギー対応食提供事業	の変更につい	て、下記	しのとおり)申請	します	0	
		記]						
	(ふりがな)				生	年 月	日		
児	童生徒氏名				年	月	日((ġ)
	めアレルギー 原因食物	鶏卵・乳・えび・かに ←○をi その他(R入してください)←記入し		ざい。				
	住所			電話					
		氏	続	番号電話					
褎	《急連絡先	名	柄	番号	,				
71		氏 名	続柄	電話 番号					
医	療機関名・	14	111	電話					
	主治医名			番号					
※	見在と今後につ	oいて該当のものに ☑ をつけ、内容	ぶを記入のこと。						
	区別	現在の対応食内容		今後	どの対応	食内容	容		
	鶏卵								
	乳								
	えび								
	かに								
	その他								
(特	記事項)	<u>l</u>	I						
*		理指導表』を添付してください。							
		•	【自署	または格)				
				合食課長	ī	ター長		学校县	Ī.
								-	$\overline{}$

松江市学校給食食物アレルギー対応食変更決定通知書

年 月 日

○○○学校

年 組 児童生徒氏名

保護者氏名

様

松江市教育委員会教育長

年 月 日付けで申請のあった松江市学校給食食物アレルギー対応食 提供事業の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

実 施 対 象	学校名		(年	組)
児童生徒	(ふりがな) 氏 名				
事業変更開始日		年	月	日	
変更内容					

松江市学校給食食物アレルギー対応食中止申請書

										年	月	日
(あて先)松江市	教育才	委員会教育	長									
				学校	沒名					(年	組)
				児童	重生徒	氏名						
				保護	養者氏	:名						
松江市学校給食	食物で	アレルギー	対応:	食提供	事業	の中止に	こついて	、下記	しのとお	り申請し	ます。	
						12						
(ふりがな)									生 年	月月	3	
児童生徒氏名								年	. 月	日	()	歳)
食物アレルギー 原因食物		弱・乳・えで ∵の他(び・か	y(Z ←	-○を			`。 してくだ	<i>ごさい。</i>			
住 所							電話 番号					
保護者連絡先	氏名				続 柄		電話 番号					
医療機関名· 主治医名							電話 番号					
中止の理由							(年	月	日カュダ	5中止)	١
上記の児童生徒	につ	いて、食物	アレハ	レギー	対応	食の中止	が可能	です。				
記入日				年		月	日					
医療機関名												
医療機関の 住所・電話												
医師の氏名												
特記事項(必要事項があれば記入)												
				【自署	またに	は検印】						
				学	校給	食課長	給	食センク	ター長		学校:	長
				l			1					

松江市学校給食食物アレルギー対応食中止決定通知書

年 月 日

○○○学校

年 組 児童生徒氏名

保護者氏名

様

松江市教育委員会教育長

年 月 日付けで申請のあった松江市学校給食食物アレルギー対応食 提供事業の中止について、下記のとおり決定したので通知します。

記

実 施 対 象	学校名			(年	組)
児 童 生 徒	(ふりがな) 氏 名					
事業中止決定日		年	月		目	
対応アレルギー食物	鶏 卵 ・ 乳	・えび・か	·IC			

表 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前(男·女)	年 月	9 日生	年	組
---------	-----	------	---	---

※この生活管理指導表は、学校の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に医師が作成するものです。

		病型・治療	学校生活上の留意点		★保護者		
		☑ 食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載)Ⅰ. 即時型2. 口腔アレルギー症候群3. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー	□ 給食 1. 管理不要 2. 管理必要 □ 食物・食材を扱う授業・活動 1. 管理不要 2. 管理必要	「緊	電話:		
1	アナフ	 ■ アナフィラキシー病型 (アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 1. 食物 (原因 	☑ 運動(体育・部活動等)1. 管理不要2. 管理必要	【緊急時連絡先】	★連絡医療機関 医療機関名:		
	ィラキシ り・なし)	2. 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3. 運動誘発アナフィラキシー 4. 昆虫 ()	■ 宿泊を伴う校外活動↑. 管理不要2. 管理必要	経 先			
3	ナ シ ー	5. 医薬品()) 6. その他())	■ 原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理		電話:		
,		 原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 2. 牛乳・乳製品 《 》 明らかな症状の既往 ② 食物経口負荷試験陽性 	については、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵:卵殻カルシウム 牛乳:乳糖・乳清焼成カルシウム	記載	日		
4	食 物 _⊊	3. 小麦 () ③ IgE抗体等検査結果陽性 ④ 未摂取 4. ソバ () に具体的な食品名を記載 5. ピーナッツ () に具体的な食品名を記載	小麦:醤油・酢・味噌 大豆:大豆油・醤油・味噌 ゴマ:ゴマ油		年	月	日
	ラアレル (あり・なし	6. 甲殻類 () (すべて・エビ・カニ) 7. 木の実類 () (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド) 8. 果物類 () ()	魚類: かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類: エキス	医師	名		
=	ギー	9. 魚類 () () 10. 肉類 () () 11. その他1 () () 12. その他2 () ()	☑ その他の配慮・管理事項(自由記述)	医療	機関名		
		■ 緊急時に備えた処方薬1. 内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)2. アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」)3. その他(
		病型・治療	学校生活上の留意点		★保護者		
		□ 症状のコントロール状態1. 良好2. 比較的良好3. 不良	□ 運動 (体育・部活動等) 1. 管理不要 2. 管理必要	緊急	電話:		
4	=	B-1 長期管理薬(吸入) 薬剤名 投与量/日 1. ステロイド吸入薬 () ()	図動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動○ 管理不要○ 管理必要	【緊急時連絡先】	★連絡医療機関 医療機関名:		
1	管支	2. ステロイド吸入薬/長時間作用性吸入ベータ刺激薬配合剤 () () 3. その他 () ()	● 宿泊を伴う校外活動↑. 管理不要2. 管理必要	先	電話:		
,	気管支ぜん息 (あり・なし)	B-2 長期管理薬(内服) 薬剤名 1. ロイコトリエン受容体拮抗薬 () 2. その他 ()	■ その他の配慮・管理事項(自由記述)	記載	日年	月	日
		B-3 長期管理薬(注射) 薬剤名 1. 生物学的製剤 ()		医師	i名		(1)
		日 発作時の対応 薬剤名 投与量/日 1. ベータ刺激薬吸入 () () 2. ベータ刺激薬内服 () ()		医療	機関名		

提出日______年___月 ___日

ည (၁)

(公財) 日本学校保健会 作成

(公財)日本学校保健会

作成

裏 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

名前_	年月日生年	組		提出日	年_	月日
	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日			
	□ 重症度のめやす(厚生労働科学研究班) 1. 軽症: 面積に関わらず、軽度の皮疹のみ見られる。	□ ブール指導及び長時間の紫外線下での活動□ 管理不要□ 管理必要		年	月	日
アトピ	2. 中等症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満に見られる。 3. 重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満に見られる。 4. 最重症:強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上に見られる。	日動物との接触 1. 管理不要 2. 管理必要	医師名			(
リー性	*軽度の皮疹:軽度の紅斑、乾燥、落屑主体の病変 *型い炎症を伴う皮疹:紅斑、丘疹、びらん、浸潤、苔癬化などを伴う病変	● 発汗後↑. 管理不要2. 管理必要	医療機関名			
-ピー性皮膚炎 (あり・なし)	B-1 常用する外用薬 B-2 常用する内服薬 1.	■ その他の配慮・管理事項(自由記述)				
	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日			
アレ	□ 病型1. 通年性アレルギー性結膜炎	☑ ブール指導1. 管理不要2. 管理必要		年	月	日
(あり・	2. 季節性アレルギー性結膜炎(花粉症) 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他(□ 屋外活動1. 管理不要2. 管理必要	医師名			•
レルギー性結膜炎 (あり・なし)	国治療 1. 抗アレルギー点眼薬 2. ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他()	■ その他の配慮・管理事項(自由記載)	医療機関名			
	病型・治療	学校生活上の留意点	記載日			,
ア	□ 病型□ . 通年性アレルギー性鼻炎	⚠ 屋外活動1. 管理不要2. 管理必要	EAT A	年	月	日
ルギー	2. 季節性アレルギー性鼻炎(花粉症) 主な症状の時期: 春 、 夏 、 秋 、 冬	■ その他の配慮・管理事項(自由記載)	医師名			
・なし) 性鼻炎	日 治療 1. 抗ヒスタミン薬・抗アレルギー薬(内服) 2. 鼻噴霧用ステロイド薬 3. 舌下免疫療法 (ダニ・スギ) 4. その他 ()		医療機関名			

学校における日常の取組及び緊急時の対応に活用するため、本票に記載された内容を学校の全教職員及び関係機関等で共有することに同意します。

保護者氏名

参考資料 1 - 1 令和 年 月 日

••	学校給食センタ	一管内
----	---------	-----

新入生保護者の皆様

松江市教育委員会教育長	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\circ
松江市立○○○学校長	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc

学校給食における食物アレルギー等の対応調査について(お願い)

保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申しあげます。

松江市では、学校給食における食物アレルギー対応につきましては、お子様の状況を確認させていただき、学校と家庭が連携し、お子様の症状や家庭での食事対応とも併せながら、安全性を最優先とし可能な範囲で対応をすることとしております。

つきましては、下記の調査票をご記入いただき、〇〇〇〇の際に提出していただきますようお願いいたします。(就学時健診を受診する学校が、入学予定校と異なる場合、調査内容が異なる場合がありますので、その旨を学校へ申し出てください。)

- ※ 学校給食での対応を希望する場合は、「学校生活管理指導表」(医師の診断書)を提出していただき、個々の状態を把握して対応します。医療機関への受診や手続き方法、面談については別途連絡します。
- ※「学校生活管理指導表」は、配慮や管理が必要な間は毎年提出が必要です。
- ※「学校生活管理指導表」の記載に係る費用は保護者負担です。(R4.4~保険適用)

+	11	<u>L</u> 1	וו	
 +	- ソ	1	ソ	

学校給食における食物アレルギー等の対応調査票 (記入日:令和 年 月 日)

オ子様氏名		
保護者氏名		

1. 現在、食物アレルギーがありますか。

ある ・ ない【→ 調査終了です。】 ↓

「ある」と答えた方のみ以下の質問にお答えください。

2. 後日連絡をさせていただく場合がありますので、連絡先等をご記入ください。

 保護者連絡先 : <u>電話番号</u>
 (自宅・勤務先・携帯電話)

 現在在学・在園(所)の学校(園・所)名 : _______
 (年 組)

3. 食物アレルギー原因食物は何ですか。

(

- **4. 現在、医師の診断を受けていますか。** いる ・ いない
- **5. アドレナリン自己注射薬(エピペン®)を処方されていますか。** はい ・ いいえ
- 6. 学校給食において何らかの対応を希望しますか。 ※松江市の学校給食では、そばと落花生 (ピーナッツ)は使用しません。

希望する ・ 希望しない (理由:)

※なお、対応内容につきましては、学校・保護者・学校給食センター・市教育委員会で協議し決定します。

南学校給食センター管内 新入生保護者の皆様

松江市教育委員会教育長	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\subset
松江市立○○○学校長	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc

学校給食における食物アレルギー等の対応調査について(お願い)

保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申しあげます。

松江市では、学校給食における食物アレルギー対応につきましては、お子様の状況を確認させていただき、学校と家庭が連携し、お子様の症状や家庭での食事対応とも併せながら、安全性を最優先とし可能な範囲で対応をすることとしております。

つきましては、下記の調査票をご記入いただき、〇〇〇〇の際に提出していただきますようお願いいたします。(就学時健診を受診する学校が、入学予定校と異なる場合、調査内容が異なる場合がありますので、その旨を学校へ申し出てください。)

- ※ 学校給食での対応を希望する場合は、「学校生活管理指導表」(医師の診断書)を提出していただき、個々の状態を把握して対応します。医療機関への受診や手続き方法、面談については別途連絡します。
- ※「学校生活管理指導表」は、配慮や管理が必要な間は毎年提出が必要です。
- ※「学校生活管理指導表」の記載に係る費用は保護者負担です。(R4.4~保険適用)

学校給食における食物アレルギー等の対応調査票 (記入日:令和 年 月 日)

フリガナ お子様氏名

)

1. 現在、食物アレルギーがありますか。

ある ・ ない【→調査終了です。】 |

「ある」と答えた方のみ以下の質問にお答えください。

2. 後日連絡させていただく場合がありますので、連絡先等をご記入ください。

 保護者連絡先 :
 電話番号
 (自宅・勤務先・携帯電話)

 現在在学・在園(所)の学校(園・所)名 :
 (年 組)

保護者氏名

3. 食物アレルギー原因食物は何ですか。

4. 現在、医師の診断を受けていますか。 いる ・ いない

- **5. アドレナリン自己注射薬(エピペン®)を処方されていますか。** はい ・ いいえ
- 6. 学校給食において何らかの対応を希望しますか。 ※松江市の学校給食では、そばと落花生 (ピーナッツ)は使用しません。

必要 ・ 不要 (理由:)【→調査終了です。】 →

南学校給食センターでは、「鶏卵・乳・えび・かにの食物アレルギーがある」児童生徒へ、対応食の 提供をしています。また、アレルゲンがこの4品目でない児童生徒へは、詳細な献立表での対応とな ります。以下のア〜ウの対応のうち、希望されるものに〇をつけてください。

- **ア.** 対応食(鶏卵・乳・えび・かに)を希望する。
- イ.「詳細な献立表」(学校給食の原材料を詳細に記入した献立表)を確認しながら、食物アレルギーをおこす原因食物を除いて食べる。または献立によっては代わりのものを持ってくる。
- ウ. 給食は全部中止し、家庭からの弁当を持ってくる。

北・西・東出雲学校給食センター用

参考資料 1 - 3 令和 年 月 日

●●学校給食センター管内 新入生保護者の皆様

松江市教育委員会教育長	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\circ
松江市立○○○学校長	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc

学校給食における食物アレルギー等の対応調査について(お願い)

保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申しあげます。

松江市では、学校給食における食物アレルギー対応につきましては、お子様の状況を確認させていただき、学校と家庭が連携し、お子様の症状や家庭での食事対応とも併せながら、安全性を最優先とし可能な範囲で対応をすることとしております。

つきましては、下記の調査票をご記入いただき、〇〇〇〇の際に提出していただきますようお願いいたします。(就学時健診を受診する学校が、入学予定校と異なる場合、調査内容が異なる場合がありますので、その旨を学校へ申し出てください。)

- - 学校給食における食物アレルギー等の対応調査票 (記入日:令和 年 月 日)

フリガナ <u>お子様氏名</u> 促業者氏々

保護者氏名

1. 現在、食物アレルギーがありますか。

ある ・ ない 【→調査終了です。】 .

「ある」と答えた方にのみ以下の質問にお答えください。

2. 後日連絡をさせていただく場合がありますので、連絡先等をご記入ください。

 保護者連絡先 :
 電話番号
 (自宅・勤務先・携帯電話)

 現在在学・在園(所)の学校(園・所)名 :
 (年 組)

3. 食物アレルギー原因食物は何ですか。

4. 現在、医師の診断を受けていますか。 いる ・ いない

- **5. アドレナリン自己注射薬(エピペン®)を処方されていますか。** はい ・ いいえ
- 6. 学校給食において何らかの対応を希望しますか。 ※松江市の学校給食では、そばと落花生 (ピーナッツ)は使用しません。

必要 ・ 不要 (理由:

)【→調査終了です。】

●●学校給食センター管内では、以下のア・イの対応になります。希望されるものに○をつけてください。

- ア.「詳細な献立表」(学校給食の原材料を詳細に記入した献立表)を確認しながら、食物アレルギーをおこす 原因食物を除いて食べる。または献立によっては代わりのものを持ってくる。
- イ. 給食は全部中止し、家庭からの弁当を持ってくる。

令和 年 月 日

医療機関の皆様

松江市立〇〇学校長

「学校生活管理指導表」記入のお願い

文部科学省では、平成26年3月「今後の学校給食における食物アレルギー対応(最終報告)」等により、アレルギー疾患を有する児童生徒の学校生活をより安全なものにするため、「学校生活管理指導表」の活用を徹底するよう通知しています。

そこで、本校でも学校生活において特に配慮や管理が必要なアレルギー疾患を有する お子様に「学校生活管理指導表」の提出をお願いしております。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、下記の内容をご記入いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、学校生活管理指導表は大きな変化がない場合、1年間を通じて使用しますので、 現在の状況および、今後1年間を通じて予測される状況についてご記入ください。

記入方法

- ◆ アナフィラキシー(あり・なし)/食物アレルギー(あり・なし)に○をつけてください。
- ◆ A. 食物アレルギー病型、B. アナフィラキシー病型の該当項目に○をつけ() に記入してください。
- ◆ C. 原因食物の該当する番号に〇をつけ、≪ ≫内に【除去根拠】①②③④を記入してください。
 - ()内には、具体的な食品名を記入してください。
- ◆ D. 緊急時に備えた処方薬があれば、記入してください。
- ◆ 学校生活上の留意点A~Eの各項目に○をつけてください。「管理必要」の場合は、後日 保護者面談等を実施します。Eの項目に○がついた場合、該当する食品を使用した料理に ついては、給食対応が困難となる場合があります。
- ◆ F. その他の配慮・管理事項は、<u>できるだけ具体的にご記入いただけると助かります。</u> また、エピペン®を打つタイミングがある場合は記入してください。
- ◆ 【緊急時連絡先】の連絡医療機関は、**緊急時に搬送する病院を記入してください**。
- ◆ 記載日、医師名、医療機関名を記入してください。ゴム印でも構いません。

ご不明な点は、担当者 () までご連絡ください。電話 OO—OOO

面談記録表

面談年月日	令和	年	月	日()	
児童生徒氏名	年	組	氏名()
保護者氏名						
	職()氏名()
面談者	職()氏名()
	職()氏名()

面談の確認事項

①「学校生活管理指導表」と②「学校給食食物アレルギー対応食意向調査票」(又は「詳細な献立表提供依頼書」)をもとに聞きとりをする。

チェッ ク欄	確認項目		具 体	卜的	な配	慮	ا ح	対 応	
	給食(対応と範囲)								
	過去の食物アレルギー発症情 報 (アナフィラキシーを含む) 家庭での対応状況								
	学校生活において配慮すべき必 食物・食材を扱う授業等	要事項							
	運動								
	宿泊を伴う活動 薬(エピペン®等)の持参希望 の有無・持参薬の管理方法								
	緊急時の対応 連絡先・方法								
	他の児童生徒への説明・指導・情報提供(同意)								
	消防機関への情報提供について(同意) (備考								

詳細な献立表対応(レベル1)・弁当対応(レベル2)の流れ

食物アレルギー調査 の依頼および実施(小 学校新1年生は、依頼 10 月初め。実施 10 月

末。中学校新1年

生は入学前の3学期)

各学校で食物アレルギー調査を実施

調査時期は、新学期等からの対応に必要な期間を考慮して実施する。

[参考資料7-1・7-2] 対応スケジュール(モデル)

「食物アレルギー調査」 [参考資料1-1~1-3]

パターン A (新1年生): 就学時健健康診断などで実態調査

パターン B(進級時):3学期に新年度へ向けた対応の継続・変更・中止の確認

パターン C (新規発症・診断及び転入時): 新規に発症・診断した場合、もしく

は転入時に対応

2 食物アレルギーの 「詳細な献立表」依頼

学校は1の調査で把握した該当児童生徒の保護者に対し、食物アレルギーの対応範囲 等内容について説明し、必要な場合は詳細な献立表対応とする。「詳細な献立表提供 【参考資料5-1】と「管理指導表」を渡す。

3 診察・相談

調査

給食時の対応を希望する児童生徒は、「管理指導表」を持って、医師の診察を受ける。【参 考資料2] 医師は、「管理指導表」を作成し、保護者に交付する。

4 「詳細な献立表」 提供依頼

保護者は、「詳細な献立表提供依頼書」 【参考資料5-1】と「管理指導表」を学校 に提出し、依頼をする。

5 保護者との面談 (校長、教頭、担任、 保健主事、給食主任、 養護教諭、栄養教諭等) 詳細な献立表の取り扱いについて保護者と確認をする。

面談者は、「詳細な献立表提供依頼書」 {参考資料5-1}と「管理指導表」をもと に「面談記録表」【参考資料3】を用い、当該児童生徒の保護者から詳細を聞きとり、 共通理解を図ったうえで対応方法を協議する。

6 該当給食センター に連絡

「詳細な献立」を必要とする児童生徒については、「詳細な献立表提供依頼書」 考資料5-1]を該当給食センターへ送る。

7 関係教職員で協議 (校長、教頭、担任 保健主事、給食主任、 養護教諭、栄養教諭等) 学校は食物アレルギー対応委員会を開き、面談での保護者からの意見等をもとに、個 別の症状に応じ、給食の対応方法及びアドレナリン自己注射薬(エピペン®)の取り 扱いや保管の仕方、家庭の役割等を協議決定する。(「個別取組プラン」【参考資料 6]など作成)

8 配膳・配食

保護者(本人)がチェックした詳細な献立表を、学校は再チェックし、配食・配膳時 には内容に間違いがないかどうかを対象児童生徒とともに確認する。

指導 (p. 10 の 12 参照)

※具体的な対応方法については、各学校のチェックマニュアルにより対応する。

9 対応状況の確認 見直し

成長に応じて症状が変化するケースが多いことから、医師の診断をもとに、保護者、学 校関係者で毎年1回(必要に応じて年数回)は面談を持ち、情報を共有する。継続・変 更・中止については、「詳細な献立表提供依頼書」 【参考資料5-1·5-2】 をも って対応する。中止においても必要に応じて、保護者との面談を行う。

*学校での各担当者は、年度ごとに、次年度担当者に確実に引き継ぎをする。

詳細な献立表提供依頼書(新規・継続・変更用)

		□新規		□継続	□変更	(こチェ	ックをして				
(あて先)松	·šT F	5	음수:	数音長						年	月		日
(0) () 14	/ '	及日外山	ДA.	XHX	0		0	\circ	学校				
					O		_			a			
								_租 皆氏名	児童生徒氏	<u>名</u>			
今㎞マレルギ	食物アレルギーによる学校給食への対応について、「詳細な献立表」の提供を依頼します。												
良物プレルヤ	·— [こみの子	· 作义 不口 。	及への対心		٠,	' 	一番で	₩五 <u>农</u>] 07:	使供で	似积	しょ	9 。
					記								
(ふりがな)					年組	2	年	組	生年		年	月	日
児童生徒氏名									月日				
住所									電話番号				
	氏					続							
的各生物业	名					柄			電話番号				
緊急連絡先	氏					続			電話番号				
	名					柄			电阳田 7				
医療機関名・	主	台医名						電話番号					
* 次表の該当項 1. 食物アレ ル			事項	を記入してく	ください	0							
具体的な1													
*できるだけ詳し		•											
ください。													
食物アレルギ	<u> —</u> 0	D症状											
*できるだけ詳し	く記	述して											
ください。													
* 学校での状況 添付してく <i>f</i>	-		に使用	用しますので	で新規・	継続	• 変	変更の:	場合は、「学	校生活	管理指	導表	しを
※ この依頼に		•	報につ	ついては、 1	食物アレ.	ルギ	—太	応の	目的以外には	は使用し	しません	ん。	
* 給食センタ-	-^	「学校生	活管理	理指導表」に	は送付し	ませ	ん。						
2. 学校での記	面談	希望日							<u>24</u> +4 = 74	2 331 CD			
月 F	3	時	分						学校長確または				
	-	· •											

日

月

年

詳細な献立表提供依頼書(中止届出用)

(あて先)松江	市教育	育委員会教育長								
				0		0	〇 学校	ξ		
					年	組	児童生徒氏	氏名		
				<u>保</u>	蒦:	者氏名	, 1			
食物アレルギ	ーによ	る学校給食への対	応につ	いて	١	詳細	な献立表」	の提供を	中止し	て
いただきたく	お願し	いします。								
			記							
(ふりがな)							生年			
児童生徒氏名			年組	年	E	組	月日	年	月	E
			II.				電話			
住所							番号			
保護者連絡先	氏			続			電話			
床设 台	名			柄			番号			
医療機関名・主	治医名						電話			
	<i>,</i>						番号			
1. 従来の食物ア	1711.4									
1. ルネの及物)	レルモ									
2.「詳細な献立	表」提	供中止の理由								
		主治医の意見:								
提供中止の理	由	│ │ • 病 院 受 診 日:		Æ		_	П			
医師の診断内容に	Eか、	*		年		月	日			
できるだけ詳しく してください。	記述	・家庭での状況:								
0 (1/2 (0 %)		- その他:								
*この届書に関す	⁻ る個ノ	- 人情報については、£	<u></u> き物アレ	ルギー	— 文	対応の	目的以外に	 は使用しま	せん。	
								学校長確認	認印	
								または自	署	

食物アレルギー個別取組プラン (案 ・ 決定) 例 〇をする

取組プラン(案)検討日 令和 年 月 日 保護者説明、協議日 令和 年 月 日

学校長サイン	
保護者サイン	
給食センター長サイン	

学年	組	名 前	性 別	生 年	月 日	
年	組		男・女	平成 年	月	日

Ι			原因食物		
	鶏卵・乳・小麦	・そば・ピーナッツ	・木の実()• 甲殼類() •
	果物類()•魚()•肉()・その他()

П				食物アレルギー病型	
	即	時	型	口腔アレルギー症候群	食物依存性運動誘発アナフィラキシー

 アナフィラキシー病型

 食物によるアナフィラキシー
 食物依存性運動誘発アナフィラキシー
 その他

 原因食品() 原因食品()
)

学校給食の対応にOをつけてください。

(人員や設備の充実度、作業ゾーンなどの状況に応じて対応を検討すること。)

レベル1 (詳細な献立表対応)	レベル2 (弁当対応)	レベル3 (除去食対応)	レベル4 (代替食対応)

		チェッ	ᄝᄼᄼᄼᅑᇏᅝᇈᆉᅉ
		ク欄	具体的な配慮と対応
学	給食		
校	食物・食材を扱う活動・授業		
に	運動		
お	宿泊を伴う活動		
け	持参薬		
る	エピペン®の保管		
配			
慮			

出典:「学校の管理下における食物アレルギーへの対応 調査研究報告書」独立行政法人日本スポーツ振興センター

^{*} I ~ Ⅲは医師が作成する学校生活管理指導表をもとに〇印及び原因食品を記入すること。

学校給食 食物アレルギー対応スケジュール (小学校用モデル)

	-	『校給食 食物アレルキー対応ス	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, ,,,
\setminus	新	小1年生	新小	2~新小6年生
	(就学時健診案内に同封)			
10月	【配 布】			
	・食物アレルギー等の対応調査(資料1-	1~1-3)		
	就学時優	望康 診 断		
	re de l			
	【回収】			
	・食物アレルギー等の対応調査(資料1-	1~1-3)		
	↓			
	≪アレルギーがあると回答した人に	= >		
1月	【配 布】・【説 明】			
	対応食	詳細な献立表対応		
	·対応食意向調査票(様式1)	・詳細な献立表提供依頼書(新規)(資料5-1)		
	·学校生活管理指導表	•学校生活管理指導表		
	→大工品自任用等权	↓		
	*	'		
	(病院受診)	(病院受診)		
	•学校生活管理指導表	•学校生活管理指導表		
				4W4+ T4++
			年度ことの)継続手続き
128				
12月				
				_
			【状況の確認・見直し・個別指導	
			↓	
	2 hr4 ≘h	ш Д	《理大本社中旧李,为左京 山	ウェ <u>ナ</u> キ て 付 ナ ′′
	入学説	. 明 会	≪現在の対応児童へ次年度に	可けた手続き≫
	対応食	詳細な献立表対応	対応食	詳細な献立表対応
	【回収】		【配布】	
	=: · · · =	·		
	・対応食意向調査票(様式1)		・対応食実施申請書(継続)(様式2)	・詳細な献立表提供依頼書(継続)(資料5-1)
₹.	•学校生活管理指導表	•学校生活管理指導表	•学校生活管理指導表	•学校生活管理指導表
	↓	1	↓ ↓	↓
	【個別面談実施】	【個別面談実施】	(病院受診)	(病院受診)
	•面談記録表(資料3)	•面談記録表(資料3)	•学校生活管理指導表	•学校生活管理指導表
	1		1	1
			【回 収】	[回 収]
	=:: :=			=- · · · · =
	·対応食実施申請書(新規)(様式2)		・対応食実施申請書(継続)(様式2)	・詳細な献立表提供依頼書(継続)(資料5-1)
	<u> </u>	1	- 学校生活管理指導表	•学校生活管理指導表
	【回 収】		↓	↓ ↓
	•対応食実施申請書(新規)(様式2)		【個別面談実施】	【個別面談実施】
	↓		•面談記録表(資料3)	・面談記録表(資料3)
2月	【申 請】	【提出】	1 1	1
	·対応食意向調査票(様式1)	= " =	【継続申請】	【提出】
	·対応食実施申請書(新規)(様式2)	#1 /1PP	· 対応食実施申請書(継続)(様式2)	詳細な献立表提供依頼書(継続)(資料5-1)
				市州北州工公证洪队积晋(枢机八复科3-1)
	•学校生活管理指導表(写)		・学校生活管理指導表(写)	100 to the same of
			※内容が変更になる場合	※内容が変更になる場合
	※児童クラブ入所予定児童については	、必要に応じて児童クラブと情報を共有する。	•対応食変更申請書(様式5)	・詳細な献立表提供依頼書(変更)(資料5-1)
			※対応を中止する場合	※対応を中止する場合
			•対応食中止申請書(様式7)	・詳細な献立表提供依頼書(中止)(資料5-2)
	【決定通知】		【決定通知】	
	対応食	詳細な献立表対応	対応食	詳細な献立表対応
		N. 1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1		N工业長・1000円である。 マン・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・
	·対応食実施決定通知書(様式3)		・対応食実施決定通知書(様式3)	
3月	↓		<u></u>	
	【協議:食物アレルギー対応委員会】	【協議:食物アレルギー対応委員会】	【協議:食物アレルギー対応委員会】	【協議:食物アレルギー対応委員会】
	・個別取組プラン(資料6)など作成	・個別取組プラン(資料6)など作成	・個別取組プラン(資料6)など作成	・個別取組プラン(資料6)など作成
	↓	 	↓	1
	【配布】	【配 布】	【配布】	【配 布】
対	・対応食献立表	・詳細な献立表	•対応食献立表	・詳細な献立表
		H I Wan, ON HIN THE SEX		H L Man, ON HIN/THE ON
応	·対応食実施確認書(様式4)	1	・対応食実施確認書(様式4)	1
開	<u> </u>		<u> </u>	
始	【確認】・【送付】	【確認】・【送付】	【確認】・【送付】	【確認】・【送付】
	•対応食実施確認書(様式4)	・詳細な献立表	•対応食実施確認書(様式4)	・詳細な献立表

※このスケジュールはモデル的に示したものです。調査等の実施の時期については、各学校状況に応じて適宜実施して下さい。

学校給食 食物アレルギー対応スケジュール (中学校用モデル)

$\overline{}$		新	中1年生		新中:	2~新中3年生
10月						
11月						
מייו						
	【配布】					
	・食物アレルギー等の					
	 ≪アレルギーがある	と回答した人に	: >		年度ごと	の継続手続き
	【配 布】:【説 明】					
	対応食		詳細な献立表対応			
12月	·対応食意向調査票(核	美式1)	・詳細な献立表提供依頼書(新規)(資料5-1)			
	•学校生活管理指導表		•学校生活管理指導表			
	↓		↓ ↓			
	(病院受診)		(病院受診)	【状況の確認・見直	し・個別指導】	
	•学校生活管理指導表	1	•学校生活管理指導表	1		
		入学記		≪現在の対応生徒	~ 如在座门点	はた子籍主义
		八子司	T 切 云	○現在の対心主体	八次千及に旧	川 / に一柄で //
	対応食		詳細な献立表対応	対応食		詳細な献立表対応
	【回 収】		【回 収】	【配 布】		【配 布】
	·対応食意向調査票(核	 (武1)	・詳細な献立表提供依頼書(新規)(資料5-1)	·対応食実施申請書(維	* 続)(様式2)	・詳細な献立表提供依頼書(継続)(資料5-1)
	•学校生活管理指導表		•学校生活管理指導表	·学校生活管理指導表		•学校生活管理指導表
1	↓		1	1		1
-		1. 七 生	/	(病院受診)		(病院受診)
		小中連給会	にて情報交換	·学校生活管理指導表		•学校生活管理指導表
	l ı		1	1		1
	【個別面談実施】		【個別面談実施】	【回 収】		【回 収】
	面談記録表(資料3)		面談記録表(資料3)	·対応食実施申請書(維	* 続)(様式2)	・詳細な献立表提供依頼書(継続)(資料5-1)
	1			·学校生活管理指導表		•学校生活管理指導表
	【配布】			1		1
	•対応食実施申請書(新	新規)(様式2)		【個別面談実施】		【個別面談実施】
	I	7/7/27 (131: 4-7	1	·面談記録表(資料3)		·面談記録表(資料3)
	(回 収)		Ţ	□ KESKX(§17-0)		
	対応食実施申請書(新書)	新規)(様式9)		【継続申請】		(提 出)
) (((((((((·対応食実施申請書(維	*続)(様式9)	・詳細な献立表提供依頼書(継続)(資料5-1)
2月	(申 請)		【提出】	·学校生活管理指導表		
2.73	対応食意向調査票(核	É=1*1)		※内容が変更になる		※内容が変更になる場合
	· 対応食実施申請書(新		一种"小型"的"一种"。	·対応食変更申請書(様		・詳細な献立表提供依頼書(変更)(資料5-1)
	·学校生活管理指導表			※対応を中止する場		
	*子仪生佔官哇相等衣	(子)		·対応食中止 9 る物・対応食中止申請書(様	-	※対応を中止する場合
	Find Teams				(1)	・詳細な献立表提供依頼書(中止)(資料5-2)
	【決定通知】		\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	【決定通知】		詳細な献立表対応
	対応食		詳細な献立表対応	対応食	th/IM-ba	計構な欧立友対心
_	•対応食実施決定通知	1書(禄式3)		•対応食実施決定通知	書(禄式3)	
3月	J					F15-04 - 11 - 12 - 13 - 13 - 13 - 13 - 13 - 13
	【協議:食物アレルギー		【協議:食物アレルギー対応委員会】	【協議:食物アレルギー		【協議:食物アレルギー対応委員会】
	・個別取組プラン(資料	6)など作成	・個別取組プラン(資料6)など作成	・個別取組プラン(資料を	i)など作成	・個別取組プラン(資料6)など作成
	↓		<u> </u>			<u> </u>
	【配 布】		【配 布】	【配布】		【配 布】
対・	•対応食献立表		・詳細な献立表	•対応食献立表		・詳細な献立表
応	•対応食実施確認書(核	長式4)	↓ ↓	•対応食実施確認書(様	(式4)	1
開	 			↓		
始	【確認】・【送付】		【確認】・【送付】	【確認】・【送付】		【確認】・【送付】
	·対応食実施確認書(核	聚式4)	・詳細な献立表	•対応食実施確認書(様	式4)	詳細な献立表

参考資料8-1

食物アレルギー・アナフィラキシー重症事例発生時 事故報告書(例)

*本票は、食物アレルギー・アナフィラキシー発生時の事故報告書様式例。 *授業中および部活動中における食物アレルギーの報告の流れは、「学校危機管理の手引き」による。

発 症	日時	令和	年 月 日(曜日) <u>時 分</u>	
学を	交 名	<u> </u>	学校 報告者(職名:氏名)	
1 1	A 7H	住 所:	TEL:	
対	応	□食物アレル	ギー □アレルギー症状()
	時の内容	□学校行事(食中 □昼休み □休憩時間 □授業中(教科) □部活動(部)□登校中 □下校 □その他())
旧幸	生徒	学 年	氏 名 性別 生	年 月 日
	名 名	年	Н	年 月 日
基礎疾	患等	□有(□無 *学校生活管	アナフィラキシーの既往 □有エピペン®所持 □有理指導表 □有 □無 内服薬所持 □有	□無□無
		全身症状		
		循環器症状	□脈が触れにくい □唇や爪が青白い □呼吸(□血圧(/) □脈拍() □SpO2()
	発症した症状	呼吸器症状	□のどや胸が締め付けられる □声がかすれる □犬が吠えるようなせき □ゼーゼーする呼吸 □息がしにくい □せき(持続し強い ・ 数回の軽い)
	$\widehat{\mathbf{Z}}$	消化器症状	□腹痛(我慢できない・中等度・我慢できる) □下痢 □嘔吐(吐き続ける ・ 1~2回 ・ 吐き気)	
対	をつける)	皮膚症状	□かゆみ (強い・軽度)□じんましん(全身・数個)(部位:□赤み (全身・部分的)(部位:)
応の		その他	□腫れ(顔全体 ・ まぶた ・ 唇)□目(かゆみ □くしゃみ □鼻水 □鼻づまり □口の中の違和 □その他(
概要	原因	アレルゲン	□鶏卵 □牛乳・乳製品 □小麦 □そば □ □魚類() □果実(□落花生 □不明 □その他(えび □カニ))
		当日の全ての 献 立 名		
		エピペン [®] 投与	□あり(時 分) (本人 ・投与者職氏 □なし	
	対	内服・吸入等	□あり(内服・吸入)(時 分)(本人 ·投与者職氏 □なし	名:)
	応	AED	□使用(時分)(時分)	□未使用
		救急車	□要請 (時 分) □到着 (時 □搬送出発 (時 分)	分)
		搬送先病院名		
	を員会記 に応じて			_

参考資料8-2

食物アレルギーヒヤリハット事例報告書(例)

※本票は、食物アレルギーヒヤリハット事例報告用。事例対応完結後、文書にて報告を行う。 【提出先】

■市町村立学校(調理場)→市町村教育委員会 → 教育事務所 → 県教育庁保健体育課 ■県立学校 →県教育庁保健体育課

発症	Ē 月	時	令和	年	月	日 (曜日)	時	分頃
学	校	名	;	松江市立	<u> </u>	学校	(調理場)
(調:	理場	名)	電話番号						
=#:	当	者	学 年	性別	年 齢	学 技化	工竺畑七道主		¬ 4m;
該当者		有			歳	子仪生	舌管理指導表	□有	□無
アレルギー既往 について			□食物アレ ・原因食 ・発症時	物() 月)	□端□薬		ピー性皮膚炎 シギー性鼻炎	□花粉症 □アレルギー性結膜炎
診り	斤 結	果	(• 受診医	療機関があれ	ば記入()
原因	3 食	物							
			(発生場所	、時間等含み	詳細を報告	냨)			
		生 時							
概要		応 置							
		護者							
	<u> </u>		□①原材料	まちがい		業者の納品	品まちがい	□③調理□	中のまちがい
老えら	られる。	原因		の受渡しのまちが		教室での		□⑥おかわ	
	效回答		□⑦教職員				2まちがい		者のチェックミス
(1,545)		*,		食材確認不足		運動誘発		□ □ ② 初発	(既往歴なし)
			□⑬本人の	体調不良 ⑭	その他()
再 発 向 対策	け	た							
<i>ح</i>	の - == 1	他	L. b. wheels on 17	A A N. A. 140 V	δ (_{2.7} γ ₁ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ μ	A > > 1	. → ΤΙ ~ → M· \	سلامات و الاس	iを添付すること。

【報告を要するヒヤリハットの内容】

- ①児童生徒の健康被害が生じる恐れがあった場合
- ②類似事例が多く発生することが考えられる場合
- ③事故防止対策のためになると考えられ、他校、 他施設と共有したいものである場合

報	告 目	令和	年	月	目
報生	職名				
報告者	氏名				

各学校用

食物アレルギー ヒヤリハット未然事案一覧表

参考資料8-3

学期	令和	年	月	日
----	----	---	---	---

<記	λŀ	の注	意>
→ □□		· ~ /	/EN/

- ・個人が特定されないようにしてください。
- ・必要に応じて、学年、アレルゲンを内容欄に記入してください。

学	校	名	
校	長	名	
担:	当 者	名	

	発生日	時間	場所	内容	原因と改善策
	月 日	時限・校時 時頃			
51	月 日	時限・校時 時頃			
	月 日	時限・校時 時頃			
	月 日	時限・校時 時頃			

[※]必要に応じて記入欄を広げたり、追加したりしてください。

【参考引用文献等】

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」 公益財団法人 日本学校保健会 「松江市学校給食食物アレルギー対応食提供事業実施要綱」 松江市 「今後の学校給食における食物アレルギー対応について 最終報告」

学校給食における食物アレルギー対応に関する調査研究協力者会議

「和泉市学校給食における食物アレルギー対応の手引き」 和泉市教育委員会

「学校給食における食物アレルギー対応食実施のための役割分担」 倉吉市教育委員会

「米子市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」 米子市教育委員会

「学校の管理下における食物アレルギーへの対応 調査研究報告書」

独立行政法人日本スポーツ振興センター

「学校現場の食物アレルギー対応マニュアル ~アナフィラキシー事故を起こさないために~ 」

株式会社 少年写真新聞社

「学校給食における食物アレルギー対応指針」

文部科学省

松江市学校給食食物アレルギー対応マニュアル

平成 26 年 11 月発行 平成 28 年 4 月一部改訂 平成 30 年 4 月一部改訂 令和 4 年 4 月一部改訂 令和 6 年 4 月一部改訂

発行 **松江市教育委員会**

編集

松江市教育委員会学校給食課

〒690-0863 島根県松江市比津町 241 番地 3

電話(0852)55-8008 FAX(0852)55-8015

Eメールアドレス kyusyoku@city.matsue.lg.jp